08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080010	高等学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法を含め、制度の在り方等について検討を進めております。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、右の提案主体からの提案及び意見を踏まえ、早急に実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。	本市の提案を前向きにご検討いただきありがとうございます。 本市は、「公立小学校、中学校及び高等学校（以下「公立小学校等」という。）の教諭については、校長の行う校務運営に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることを職務としている。」（昭58.3.11 提出質問第13号「外国人の公立小・中・高等学校教員任用に関する質問主意書（提出者青島実）に対する政府答弁書（58.4.11）」）であることから、公立高等学校の公設民営の在り方として、いわゆる指定管理者制度のような方法ではなく、本市の提案した方法をお願いしているところです。<br　回答によりますと、具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、制度の在り方等について検討を進めているとのことでありますが、本市としては、この提案に基づいた高等学校を平成18年4月に開校したいと考えております。<br　このため、具体的な制度化の時期についてご教示くださるようお願いします。	A		「公設民営」型の学校については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めております。							1266	1266010	市町村が株式会社等と共同で新たな学校法人を設立し、私立高等学校を設置する場合、私立学校法第30条及び第31条並びに学校教育法第4条の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該市町村の教育委員会の意見に従って、学校法人の設立と当該学校法人が設置する私立高等学校の設置の認可を行うものとする。	福岡県北九州市	北九州市「自立と共生の教育」特区
080010	高等学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法を含め、制度の在り方等について検討を進めております。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、右の提案主体からの提案及び意見を踏まえ、早急に実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。	・回答は「対応不可」となっているが、貴省の回答に「地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法も含め、制度のあり方等について検討している」とあるように、当市の提案趣旨も含めて検討しているとの回答と受けとめた。 ・当市では、18年4月開校を目指して準備をしており、時間的な問題もあることから、早急に結論を得られるよう検討していただきたい。	A		「公設民営」型の学校については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めております。							1205	1205010	左記学校設置事業に関し、市の当該学校法人への一定の関与を前提に、以下の2点の規制の特例措置を認める。 (1) 柔軟な学校設置を可能とするため、高等学校設置基準の施設及び設備に関する規定は適用しない。 (2) 市が学校経営の安定性を担保することをもって、①私立学校法第8条の規定を適用しない、②同法第25条の規定によらず、市が設置基準、経営に必要な財産に関する規定を設けることができる、③同法第31条の規定によらず、所轄庁は認可の決定を簡素化する、のいずれかにより、公設民営高等学校の迅速な設置を可能とする。<br　なお、この特区により設置される学校は私立学校であることから、私立学校振興助成法に基づく私学助成が交付されるようにする。	野田市	公設民営高等学校設置事業
080020	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法を含め、制度の在り方等について検討を進めております。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、提案者からの提案及び意見を踏まえ、実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。 なお、提案主体の意見によれば、中央教育審議会の検討において、「いわゆる「公設民営」型の学校における運営委託先として、「原則として、学校法人など安定的な経営基盤と学校教育に関する十分な実績を有する者が適当」とされて」いるが、今年3月に出された中央教育審議会答申においては、株式会社も対象として含まれていると解してよいか。	第20回中央教育審議会初等中等教育分科会における検討では、いわゆる「公設民営」型の学校における運営委託先として、「原則として、学校法人など安定的な経営基盤と学校教育に関する十分な実績を有する者が適当」とされております。しかし、既に株式会社による学校設置が認められている現在、一定の要件を満たした株式会社も、学校法人と同じように運営委託先として認められることは、当然であると考えます。株式会社による学校設置事業が認められた要因である、地域の特性を活かした教育の実施や、学校教育全体の活性化を図るという主旨が「公設民営」においても実現するよう、株式会社を運営委託先とする方法を検討して頂きたいと思います。	C		「公設民営」型の学校については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めております。<br　なお、平成16年3月4日の中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」においては、「原則として、学校法人など安定的な経営基盤と学校教育に関する十分な実績を有する者が適当と考える」との記述がありますが、今回の「公私協力学校法人」の設立に際しては、株式会社やNPO法人も参画できるものと考えています。	貴省回答では、「地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めてまいります。」とあるが、提案者の要望は、小・中学校における公設民営方式の容認を求めるものである。これについて回答されたい。併せて右の提案主体の再意見について回答されたい。	貴省のご回答には「公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化」するために検討を行うとあります。同じ「公設民営学校の設置」を求めた管理コードF080010提案と080020提案においても、高校の公設民営を提案した080010提案は「特区として対応」という措置がとられ、義務教育課程の公設民営を提案した080020提案は「特区として対応不可」という措置がとられています。しかしすでに、平成16年8月3日に発表された規制改革・民間開放推進会議の中間とりまとめにおいて、「「公設民営」を高校・幼稚園のみならず義務教育を含めた学校一般について、速やかに解禁すべき」「平成16年中に措置」とされております。また、平成16年12月24日発表の「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」においても、「公私協力学校法人による公設民営」の対象として義務教育課程が含まれています。多様な教育ニーズに応える特色ある学校経営は、当然、幼稚園から高校まで全ての学校種において必要とされております。教育全体の質の向上のため、ぜひ、義務教育課程においても公設民営学校の設置が認められるよう、ご検討いただきたいと思います。			C		義務教育段階については、高等学校又は幼稚園と異なり、市町村に学校の設置義務が課されていることもあり、国公立学校における義務教育は無償とされていること等から、これらの点との関係も含め、今回の公設民営学校を義務教育制度の中でどのように位置付けるかについて、引き続き慎重な検討が必要です。	1192	1192010	小学校・中学校においても公設民営での学校運営を認定します。	株式会社ノヴァ	公設民営による義務教育学校経営プロジェクト
080020	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法を含め、制度の在り方等について検討を進めております。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、提案者からの提案を踏まえ、実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。		C		「公設民営」型の学校については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めてまいります。	貴省回答では、「地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めてまいります。」とあるが、提案者の要望は、小・中学校における公設民営方式の容認を求めるものである。これについて回答されたい。			C		義務教育段階については、高等学校又は幼稚園と異なり、市町村に学校の設置義務が課されていることもあり、国公立学校における義務教育は無償とされていること等から、これらの点との関係も含め、今回の公設民営学校を義務教育制度の中でどのように位置付けるかについて、引き続き慎重な検討が必要です。	1099	1099010	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理する」ことが設置者の責任であり、そのことによって、公共性、安定性を確保するとしているが、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人と共同して学校を開設し、後者が管理、・運営を行なう新方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に関してもこうした新しい方式が認められるべきである。	特定非営利活動法人 IWC ／IAC国際市民の会	「公設民営」方式による小・中一貫校としての「東京バイリンガル・スクール」構想
080020	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C		いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。 具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法を含め、制度の在り方等について検討を進めております。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、提案者からの提案を踏まえ、実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。		C		「公設民営」型の学校については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めてまいります。	貴省回答では、「地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めてまいります。」とあるが、提案者の要望は、小・中学校における公設民営方式の容認を求めるものである。これについて回答されたい。			C		義務教育段階については、高等学校又は幼稚園と異なり、市町村に学校の設置義務が課されていることもあり、国公立学校における義務教育は無償とされていること等から、これらの点との関係も含め、今回の公設民営学校を義務教育制度の中でどのように位置付けるかについて、引き続き慎重な検討が必要です。	1151	1151020	中教審の答申において、公設民営方式の学校設置については幼稚園と高等学校には認められたが、義務教育段階の小・中学校に関してはまだ認められていない。また、前記の学校についても、運営主体となれるのは学校法人に限定されている。小・中学校の児童・生徒こそ特色ある自由な教育の効果がもっとも顕著に現れるものであるから、それらの学校においても公設民営方式の導入を行うべきである。また、学校運営主体も学校法人に限らこなく、NPO法人なども運営できるようにすべきである。	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	みのおバイロットスクール構想
080030	公立小中一貫校の設置	学校教育法第19条、37条等	小学校の修業年限は、六年とする。 中学校の修業年限は、三年とする。	D－2		提案の趣旨である、学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な運用については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によって実現可能です。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によってカリキュラムの弾力化による小中一貫教育の実施は可能であり、本区でも来年度実施いたしますが、初等部、中等部制など、新たな学校制度創設による徹底した小中一貫教育をめざすものであり、ご指摘の特区では実現困難です。内容を吟味の上、改めて回答願います。	D－2		ご提案の趣旨である、学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な運用については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によって実現可能です。 なお、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用ではなく、ご提案の「新たな学校制度」によらなければ実現できない事項としてどのようなものがあるか、具体的にご教示頂ければ幸甚です。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	本区の提案する新たな学校制度創設による小中一貫教育の実施は、学校教育法に基づく中等教育学校、中高一貫校のように、義務教育9年間を、一つの教育理念に基づいて、一人の校長のもと、一元的教育体制で行うことを想定しているものです。小学校、中学校という別々の組織のもと、カリキュラムの弾力化を図る研究開発指定学校制度によるものより、徹底した一貫教育が行えると考えています。			D－2		ご提案の趣旨である、学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な運用については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によって実現可能です。<br　また、例えば、小学校と中学校の校長を併任させること等により、ご提案のような教育体制で教育を行うことは、現行制度においても可能なものと考えます。	1200	1200010	現在の学校教育法第1条では小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園を学校としているが、新たに小中一貫校を「（仮称）初等中等学校」として設置する。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設

08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080040	公立小中学校の地方独立行政法人による管理・運営の容認		国、地方公共団体、学校法人のみが学校を設置できる（特区において株式会社、NPO法人も学校を設置可能）。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。 地方独立行政法人の業務の範囲に小中学校の設置運営は含まれていない。	C		学校の設置者とは、校舎等の施設をととのえ、教職員等の人員を配置し、教育という役務を提供する体制をとととのえている者を指す旨であり、そういう設置者が学校を管理する、教育の役務を提供するということ（学校教育法第5条）は当然のことを言っているに過ぎません。平たく申せば、教育という役務を提供している者は誰かということを捉える概念ども考えるかと思います。この点、貴区の提案では、地方独立行政法人が職員の雇用主体となるなど、実際の教育の役務は地方独立行政法人から提供されるものと見受けられます。 そのようなご提案であろうつ、なおつつ敢えて区を設置者として位置づけるというご提案は、その必要性や、二離目が明らかではありません。学校教育法第2条、第4条は、学校教育の提供主体を定め、学校を開設することについて認可を必要とすることとしています。学校の開設はある者が行い、その後の役務の提供は実際には他の主体が行っているというように、両者の概念を分離することは、これらの規定を事実上、空文化させてしまうことになります。 また、このほか以下の各提案項目でもご回答いたしますが、本件ご提案は、学校教育法をはじめ諸法令の根本に大きな影響が生じるなど、実現しようとする事業内容に照らして特例事項がバランスを失して過大かと思われます。この点につい、ご検討をいただければと存じます。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	学校の設置者についての考えは、分かりました。しかし、その内容は、区がスポーツ施設を建設し、その運営を区職員が派遣する財団法人に委託する場合など他の分野で行われているものと変わらないと考えます。貴省が、検討中の幼稚園、高校の包括委託も同様のものと考えます。義務教育学校のみ、公設民営が出来ないとする考えは理解できません。また、事業内容と特例事項のバランスを失しているとのご指摘ですが、政府の規制改革・民間開放推進会議などにおいても、学校の公設民営が課題となっている現状を考えますと、本区の提案が決してバランスを失しているとは考えておりません。改めてご教示願います。	C		貴区のスポーツ施設がどのような設立根拠で設置されているのか承知しておりませんが、仮に個別の法令に学校教育法の設置主体に関する制度のような制度が特段なく、条例で独自に設置している施設であれば、そのような施設には、関係法令との関係を整理する必要はございません。学校とそれらの施設とは同列に論じられないものと考えております。 なお、二指摘の幼稚園、高等学校のいわゆる「公設民営」型の学校の検討については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法で制度化することを念頭に検討を進めているところです。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	貴省の設置者についての考えは、承知しております。本区がスポーツ施設という社会教育施設を提示したのは、指定管理者制度が実施されている今日、教職員を配置し、具体的教育サービスを提供することだけが、公立学校の運営のあり方ではないと考えるからです。本区の示している考えに基づいて行う委託は、設置者としての責任は全うしつつ、区教育委員会の教育目標のもと、具体的教育サービスの提供について、民間や地域の活力を活用し、地域のニーズに基づいた教育を行おうとするものであり、貴省のいう設置者の考えを根本から（つがえそう）考えているものではありませ ん。公教育における多様なサービス提供のあり方の一つとして、また、このことにより学校の設置者の考えに基づいて、運営されている学校の改革にも大きな一助となる点も勘案のうえ、改めてご検討願います。	C		第1次回答で「学校の設置者とは、校舎等の施設をととのえ、教職員等の人員を配置し、教育という役務を提供する体制をとととのえている者を指す旨」とお答えしたところですが、貴区の再意見では「設置者の考えを根本から（つがえそう）」するものではない述べつつも、一方で「教職員を配置し、具体的教育サービスを提供すること」ではないとして、やはり別の設置者の概念をご提案されているものと思われます。 また、そもそも地方独立行政法人の仕組みは、①地方公共団体が公共的施設の名称、所在地を定款において定め、必要な財源措置を行う一方で、②地方公共団体は自ら事務事業を直接実施せずに、③中期目標・計画、評価等を通じて地方公共団体が求める内容を指示し、④その下で法人が実際の事務事業を行う仕組みです。つまり、まさに、地方公共団体が直接の事業主体ではないが企画の役割を担い、かつ別主体に実施させる仕組みなのではないかと考えています。 文部科学省としては、そのお考えを本区教育法の中核たる設置者の概念を変更し、さらに地方独立行政法人制度の中核たる中期目標・評価等を適用除外とし、業務がないのに法人格とその機関のみが存続する可能性も作り出してまで、地方独立行政法人との委託契約により区が設置者である学校の運営を行わせるとの制度設計を新たに設けることは、法制的な合理性が乏しいと考えております。ご配慮いただきたいと思います。	1200	1200020	小中一貫校を、設置者でない地方独立行政法人が管理運営する。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080050	公立小中学校の地方独立行政法人への管理委託の可能化		地方独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務事業について、自主的に業務運営を行う。 地方独立行政法人の業務の範囲に小中学校の設置運営は含まれていない。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		地方独立行政法人は、確実に実施されることが必要な事務事業を担うために設立される法人と承知しています（地方独立行政法人法第1条、第3条）。ご提案のように、自らの独自の業務を有さず、委託により業務が与えられるかどうか区という別人格の判断に左右され、場合によっては業務のない状態で存続する法人という形態は、地方独立行政法人制度の趣旨そのものに触れるものと考えます。この点について、ご検討いただければと存じます。 なお、前回ご回答いたしておりますが、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、①地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、②教職員の身分取扱い、③教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、その具体的内容及び検討スケジュールを示されたい。 併せて、右の提案主体からの意見について、回答されたい。	ご指摘の業務が別人格に左右され、場合によっては業務のない状態で存続することの危惧は、区が条例によって地方独立行政法人を設置し、その中で業務を明らかにすることで、解決できるものと考えます。経務省からは「学校教育法第5条の特例が認められるのであれば、特段の支障はない。」との回答を得ています。この点を踏まえて、改めて回答願います。また、地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		ご指摘の経務省の回答は、管理委託等に関する関係法令が整理された場合との仮の前提に立った上で、小中学校の設置・管理という業務を地方独立行政法人が行うこと自体について述べたものと思われます。文部科学省としては、そのように地方独立行政法人が自ら学校の設置管理を行う際についても、教育委員会制度との整合性等の関連規定の整理が必要であると考えています。 なお、検討の内容等については、それぞれ、①教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、②教職員の服務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、③義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	本区が地方独立行政法人への委託を提案しているのは、貴省の指摘するとおり、委託活動のみで成り立つ法人であることから、その安定性を確保するために、区の関与により設立された法人が望ましいこと、また、県貴自担教職員の派遣を行えることから提案しているものです。地方独立行政法人立の学校を想定しているものでなく、この考えに基づいて、区立学校の委託先として地方独立行政法人を考えているもので、貴省の検討は検討としてこの点について見解をお示しいただきたい。	C		第1次回答で「学校の設置者とは、校舎等の施設をととのえ、教職員等の人員を配置し、教育という役務を提供する体制をとととのえている者を指す旨」とお答えしたところですが、貴区の再意見では「設置者の考えを根本からくつがえそう」するものではない述べつつも、一方で「教職員を配置し、具体的教育サービスを提供すること」ではないとして、やはり別の設置者の概念をご提案されているものと思われます。 また、そもそも地方独立行政法人の仕組みは、①地方公共団体が公共的施設の名称、所在地を定款において定め、必要な財源措置を行う一方で、②地方公共団体は自ら事務事業を直接実施せずに、③中期目標・計画、評価等を通じて地方公共団体が求める内容を指示し、④その下で法人が実際の事務事業を行う仕組みです。つまり、まさに、地方公共団体が直接の事業主体ではないが企画の役割を担い、かつ別主体に実施させる仕組みなのではないかと考えています。 文部科学省としては、そのお考えを本区教育法の中核たる設置者の概念を変更し、さらに地方独立行政法人制度の中核たる中期目標・評価等を適用除外とし、業務がないのに法人格とその機関のみが存続する可能性も作り出してまで、地方独立行政法人との委託契約により区が設置者である学校の運営を行わせるとの制度設計を新たに設けることは、法制的な合理性が乏しいと考えております。ご配慮いただきたいと思います。	1200	1200030	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080060	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際しての教育委員会が関与		国、地方公共団体、学校法人のみが学校を設置できる（特区において株式会社、NPO法人も学校を設置可能）。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。 地方独立行政法人の業務の範囲に小中学校の設置運営は含まれていない。	C		前回ご回答いたしております、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、①地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理については、その他の大きな論点である、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などと併せ、ご提案の趣旨を実現できるよう、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示されたい。	地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、①教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、②教職員の服務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、③義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	「公立小中学校の地方独立行政法人への管理委託の可能化」のところで述べました考えを前提として、教育委員会制度との整合性を図る観点から提案しているもので、改めて検討願います。			C		教育委員会制度との整合性については、管理委託等の可否のところで回答いたしたような点を踏まえつつ、文部科学省としても、その在り方について検討を行ってまいりたいと思います。	1200	1200040	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080070	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外		国、地方公共団体、学校法人のみが学校を設置できる（特区において株式会社、NPO法人も学校を設置可能）。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。 地方独立行政法人の業務の範囲に小中学校の設置運営は含まれていない。	C		地方独立行政法人制度においては、中期目標などの目標計画の仕組みは、法人の自主的な運営や事後評価と一体となって一連の制度を形成しており、まさに同制度の中核をなす部分であると承知しております。委託を利用すること等の課題は別項目でもご回答いたしますが、ここでも、同制度の中核部分について影響を与えることなってしまうと思われます。 なお、前回ご回答いたしておりますが、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、①地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、②教職員の身分取扱い、③教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示されたい。	前段については、「公立小中学校の地方独立行政法人への管理委託の可能化」において述べたとおりです。また、地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定か、ご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、①教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、②教職員の服務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、③義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	「公立小中学校の地方独立行政法人への管理委託の可能化」のところで述べました考えを前提として、委託契約で担保できる除外を提案しているもので、改めて検討願います。			C		第1次回答で「学校の設置者とは、校舎等の施設をととのえ、教職員等の人員を配置し、教育という役務を提供する体制をとととのえている者を指す旨」とお答えしたところですが、貴区の再意見では「設置者の考えを根本からくつがえそう」するものではない述べつつも、一方で「教職員を配置し、具体的教育サービスを提供すること」ではないとして、やはり別の設置者の概念をご提案されているものと思われます。 また、そもそも地方独立行政法人の仕組みは、①地方公共団体が公共的施設の名称、所在地を定款において定め、必要な財源措置を行う一方で、②地方公共団体は自ら事務事業を直接実施せずに、③中期目標・計画、評価等を通じて地方公共団体が求める内容を指示し、④その下で法人が実際の事務事業を行う仕組みです。つまり、まさに、地方公共団体が直接の事業主体ではないが企画の役割を担い、かつ別主体に実施させる仕組みなのではないかと考えています。 文部科学省としては、そのお考えを本区教育法の中核たる設置者の概念を変更し、さらに地方独立行政法人制度の中核たる中期目標・評価等を適用除外とし、業務がないのに法人格とその機関のみが存続する可能性も作り出してまで、地方独立行政法人との委託契約により区が設置者である学校の運営を行わせるとの制度設計を新たに設けることは、法制的な合理性が乏しいと考えております。ご配慮いただきたいと思います。	1200	1200050	地方独立行政法人法が規定する中期目標などの設定は、小中一貫校を委託する地方独立行政法人には適用しない。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080080	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和	小学校設置基準、中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D－1		前回の提案の際にもお答えしましたとおり、学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。 従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長（構造改革特区における株式会社立学校の場合は特区長）に委ねられています。 なお、前回はご回答いただけませんでしたが、現行の学校設置基準のどの部分について緩和が必要であるとお考えか、可能であればご教示ください。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	小学校設置基準及び中学校設置基準は、名前のとおり、小学校及び中学校を単独で設置する場合の基準であり、本区が設置しようと考える小中一貫校の校舎及び運動場などの基準についての具体的な考え方が示されておりません。こうした基準が示されることで、設置認可を行う所管庁の長の認可が可能になると考えます。従いまして、小中一貫校における校舎及び運動場などに関する基準について、貴省の見解について具体的に提示願いたい。	D－1		例えば、中等教育学校であれば、高等学校設置基準及び中学校設置基準の双方を準用することとなっており、仮に、小学校と中学校を併置した場合においては、同様に、小学校設置基準及び中学校設置基準の双方を準用することとなります。 ただし、これらの学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっており、これらの規定に関する弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁に委ねられています。							1200	1200060	現行の小学校設置基準及び中学校設置基準は、平成14年に作成されたもので、小中一貫校を想定した内容となっていないので同基準の緩和が必要である。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080090	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における学級編制及び教職員定数標準の緩和		国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない（特区における株式会社、NPO法人を除く）。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		前回ご回答いたしておりますが、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、①地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、②教職員の身分取扱い、③教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、学級編制の在り方を含め、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示されたい。	地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、①教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、②教職員の服務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、③義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	貴省の検討は検討とし、地方独立行政法人への委託を前提とした、本区の提案について改めてその趣旨をご理解のうえ、検討願います。			C		学級編制の在り方については、管理委託等の可否のところで回答いたしたような点も含め、制度設計全体を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。	1200	1200070	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める学級編制の児童数及び教職員定数の基準を緩和し、同法で定める学級編制定数に満たない学級であっても、同法に定める基準に該当するとみなして、教職員を配置する。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設

08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080100	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における県費負担教職員（校長を含む）の任命権を区教育委員会に付与	学校教育法第2条、第5条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない（特区における株式会社、NPO法人を除く）。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		前回ご回答しております、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理については、その他の大きな論点である、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などと併せ、ご提案の趣旨を実現できるよう、県費負担教職員の任命権の在り方を含め、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示されたい。	地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、①教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、②教職員の服務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、③義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	貴省の検討は検討とし、地方独立行政法人への委託を前提とした、本区の提案について改めてその趣旨をご理解のうえ、検討願います。		C		県費負担教職員の任命権の在り方については、管理委託等の可否のところで回答いたしたような点も含め、制度設計全体を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。	1200	1200080	校長をはじめとする県費負担教職員の任命権を市区町村教育委員会に付与する。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080110	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における区教育委員会任命職員の県費負担教職員人件費相当額の担保		国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない（特区における株式会社、NPO法人を除く）。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		前回ご回答いたしております、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、①地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、②教職員の身分取扱い、③教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、教職員の任用・給与負担の在り方を含め、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示されたい。	地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、①教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、②教職員の服務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、③義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	貴省の検討は検討とし、地方独立行政法人への委託を前提とした、本区の提案について改めてその趣旨をご理解のうえ、検討願います。		C		教職員の任用・給与負担の在り方については、管理委託等の可否のところで回答いたしたような点も含め、制度設計全体を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。	1200	1200090	区が任命権をもつ県費負担教職員の給与は都が負担する。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080120	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における県費負担教職員への超過勤務手当及び旅費の区市区町村からの支給		国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない（特区における株式会社、NPO法人を除く）。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C		前回ご回答いたしております、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、①地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、②教職員の身分取扱い、③教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、教職員の任用・給与負担の在り方を含め、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示されたい。	地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、①教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、②教職員の服務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、③義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	貴省の検討は検討とし、地方独立行政法人への委託を前提とした、本区の提案について改めてその趣旨をご理解のうえ、検討願います。		C		教職員の任用・給与負担の在り方については、管理委託等の可否のところで回答いたしたような点も含め、制度設計全体を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。	1200	1200100	県費負担教職員の旅費及び超過勤務等手当の市区町村による負担	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080130	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における特別負担金の徴収	日本国憲法第26条	義務教育は、これを無償とする。	C		日本国憲法では、第26条において、すべての国民に対してひとしく教育を受ける権利を保障するとともに、義務教育を無償とすることを明確にしています。 この規定を受け、我が国の公立の小・中学校においては授業料等が無償となっており、国内のどの地域に住んでいても一定の水準の義務教育を受けることが可能になっています。 公立学校における授業料徴収は、保護者の経済的状況によって受けられる授業が制約されるという事態を生じさせることになります。このことは、日本国憲法の要請に反するものであるため、提案の実施は不可能です。	右の提案主体からの意見について回答されたい。なお、仮に学校の義務教育とは別に上乗せして行うもので、必ずしもすべての児童生徒が受けなくてもよい学習機会の提供について、実費を徴収することは可能であるか。	特別負担金については、義務教育の上乗せ部分を想定しています。また、保護者の経済状況も勘案し、減免制度を設けています。移動教室等での保護者負担金の例もあり、提案の程度であれば憲法の原則に矛盾しないと考えています。改めてご教示願います。	C		日本国憲法では、第26条において、すべての国民に対してひとしく教育を受ける権利を保障するとともに、義務教育を無償とすることを明確にしています。 過去の最高裁判所の判例においても、「同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」とされており、公立義務教育諸学校において行われる授業の対価として授業料を徴収することは憲法の要請に反するものと解されます。 なお、例えば、教育委員会等が休日などに学校施設を活用して任意参加の実験教室等を主催し、学習機会の提供を提供する際に、実費を徴収することは可能であると考えます。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	貴省のいう「授業料の徴収」とは、具体的には、学習指導要領のもとの授業と解するのが相当であり、本区が示している義務教育の上乗せ部分は、該当しないと考えますが、見解をお示しください。		C		再検討要請に対する回答でもお答えしたとおり、公立義務教育諸学校において行われる授業の対価として授業料を徴収することは憲法の要請に反するものと解されます。 なお、先にも例示致しましたが、例えば、教育委員会等が休日などに学校施設を活用して任意参加の実験教室等を主催し、学習機会の提供を提供する際に、実費を徴収することは可能なものと考えます。	1200	1200110	地方独立行政法人の管理する学校で行う予定の、上乗せ授業に要する経費を特別負担金として児童生徒の保護者から徴収する。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080140	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における教科書採択権限の地方独立行政法人への委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号	公立小中学校の教科書採択権限は、設置者である市町村教育委員会が有している。	C		地方独法における教科書採択の在り方については、この点のみを取り出しての回答は困難であり、他のご提案項目を含めて、地方独立行政法人への公立学校管理委託の可否の検討全体の中で検討を進める必要があると考えております。なお、前回ご回答いたしております。①地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、②教職員の身分の取扱い、③教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示されたい。	研究開発学校において学習指導要領によらない特別な教育課程を実施する場合には、現行制度においても、当該学校においては、検定教科書以外の学校独自の教材を主たる教材として使用し、特色ある教育活動を展開することも可能にありますが、この項は、公設民営校で特色ある教育を実践するための及び学校運営の独自性を高める視点から検定教科書の範囲で、すべての教科でその内容に適した教科書を採択する権限を当該校に与えることが適当であることから提案しているものであります。現行制度で申請が可能かどうかお答えください。	C		検討の内容等については、それぞれ、①教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、②教職員の服務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、③義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	地方独立行政法人に委託したうえで、地域の参画、民間活力を活かした学校運営を行うためには、検定済み教科書といい枠をはめたうえで、教科書の採択は、当該法人に任せた方が適当と考え提案しているものです。改めてご検討願います。		C		地方独法における教科書採択の在り方については、この点のみを取り出しての回答は困難であり、他のご提案項目を含めて、地方独立行政法人への公立学校管理委託の可否の検討全体の中で検討を進める必要があると考えております。	1200	1200120	地方独立行政法人が管理する学校の教科書については、当該法人が教科書を採択する。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080150	地方独立行政法人に委託した公立学校における休業日の変更	学校教育法施行規則第４７条	公立学校における休業日は、次のとおり。 １．国民の祝日に関する法律に規定する日 ２．日曜日及び土曜日 ３．学校教育法施行令第２９条の規定により教育委員会が定める日	C		学校週五日制の趣旨は、学校、家庭、地域がそれぞれの特色を発揮しながら、協力して社会全体で子どもを育てていこうとするものです。これにより、子どもの学びを支える社会体験、自然体験などの多様な体験の機会の拡大をねらいとしており、平成４年の月１回の実施以来10年間以上かけて着実に進めてきたものです。このような、学校週５日制の趣旨及び導入までの経緯を踏まえれば、土・日曜日を休業日とする規定について特例を設けることは、社会全体で子どもを育てようという取り組みや努力を否定するものになりかねず、適当ではありません。 しかしながら、それぞれの自治体において、学校・家庭・地域社会が連携しながら、土・日曜日や平日の放課後に児童生徒の多様な学習機会を提供することは、積極的に行われるべきものであり、この中には、例えばいわゆる基礎学力の定着を図る活動も含まれます。現在でも、土曜日等の休業日に、教職員が参加して希望する児童生徒の多様な学習機会を提供することは、多くの学校において取り組まれているところです。 貴区におかれましても、学校週５日制の趣旨をご理解いただき、児童生徒が多様な体験の機会を得られるよう、積極的な取り組みを実施していただきますようお願いいたします。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	学校週五日制の趣旨は承知しておりますが、現実には、各自治体独自の取組みで、土曜日の補習などの名目で授業が行われています。また、私立学校においては、土曜日にも授業を行っています。保護者等の選択のもと、そのニーズの応えていくのであれば、学校週五日制の趣旨を逸脱するものとは考えておりません。柔軟な検討をお願いします。	C		前回も回答させていただきましたように、学校週５日制の趣旨は学校、家庭、地域がそれぞれの特色を発揮しながら、協力して社会全体で子どもを育てていこうとするものであり、10年以上の期間をかけて導入してきた社会全体のシステムです。したがって、貴区のご提案のように、土曜日を一律に授業日とすることは学校週５日制の趣旨に反するものと考えております。 なお、ご指摘のように各自治体において、土曜日等を活用して希望する児童生徒に対して学習機会を提供することは広く行われており、積極的に進めるべきことですから、貴区においても学校週５日制の趣旨をご理解いただいたうえで、保護者等のニーズに応えられるよう、積極的な取り組みを進めていただきますようお願いいたします。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	週五日制の趣旨は理解しております。保護者の選択により就学指定することを考えておりますので、土曜日を活用し、希望する児童生徒に広く学習機会を提供することと同様に、選択が可能であることをもって、週五日制の趣旨に矛盾しないと考えます。再度検討願います。		C		前回の回答と同様になりますが、学校週５日制は10年以上の期間をかけて導入してきた社会全体のシステムであり、その趣旨は学校、家庭、地域がそれぞれの特色を発揮しながら、協力して社会全体で子どもを育てていこうとするものですから、就学指定が保護者の選択によることをもって土曜日を一律に授業日とすることが学校週５日制の趣旨に矛盾しないということはできません。 貴区におかれましては、学校週５日制の趣旨及び経緯をご理解いただき、学校だけではなく、家庭や地域においても児童生徒の様々な体験の機会が充実されるよう積極的な取り組みを進めていただきますようお願い致します。	1200	1200130	公立学校における休業日を変更し、月曜日から土曜日まで授業を行う。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設

08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080160	地方独立行政法人に委託した公立学校を運営する地方独立行政法人への寄付金に対する税制上の優遇		国、地方公共団体、学校法人のみが学校を設置できる（特区において株式会社、NPO法人も学校を設置可能）。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。 地方独立行政法人の業務の範囲に小中学校の設置運営は含まれていない。	C		税制の在り方については、ご提案の事業がどのような形で実現されるか等によるものですので、この点のみ取り出しての回答は困難です。他のご提案項目を含めて、地方独立行政法人への公立学校管理委託の可否の検討全体の中で検討を進める必要があると考えております。 なお、前回ご回答いただいております、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、①地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、②教職員の身分取扱い、③教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、検討の具体的内容及びスケジュールを示されたい。 なお、提案にもあるように、私立学校であっても地方独立行政法人に委託された学校であっても、同じ学校であることに着目して同等の税制上の優遇措置が図れないか検討し回答されたい。	この項は地方独立行政法人が管理・運営する学校を寄付金控除の対象とする事により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながること、集まった寄付金の活用が地域経済を刺激し、民間活力の活性化に寄与すること、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保が図れることから提案しているものです。これらの点から、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」ではないことをご理解いただき、16年度の地方独立行政法人への寄付に対する財務省での税制措置に倣い、同様の措置を講じるよう、再度ご検討の上、貴省のお考えをお教えください。また、地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、①教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、②教職員の服務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、③義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。 なお、学校設置者としての学校法人への寄附税制について触れられていますが、貴区のご提案では学校設置者は区であり、地方独立行政法人が事業主体とならないご提案であると理解しています。財務面の両者の関係がどのようなものか明らかではなく、単純に学校法人に対する寄附税制と同列には論じられないものと考えます。こういった点も含め、「税制の在り方については、ご提案の事業がどのような形で実現されるか等による」とご回答しているものです。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	財務面では、地方独立行政法人へは区が出資し、運営に要する経費は、県費負担教員の人件費も含め、他の公立学校と同様に区が委託費として支出することを考えています。そのうえで、地域の参画を財政面で図ることとし、当該法人への寄附を税控除の対象とするよう提案しているものです。改めてご検討願います。		C		税制の在り方については、管理委託等の可否のところで回答いたしたような点も含め、制度設計全体を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。	1200	1200140	小中一貫校を管理する地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする。	東京都杉並区	新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設
080170	NPO法人学校の対象範囲の拡大			C		ご提案ありがとうございます。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握した上で検討を行い、今年度中に結論を得ることといたしております。 なお、検討にあたり、貴法人の活動実態も踏まえつつ、貴法人が考える「特別な教育ニーズ」について、より具体的にご教示いただければ幸いです。 引き続きよろしくお願いいたします。	提案の内容を実現する方向で検討を進めていると解してよいか。現時点での検討状況を回答されたい。		C		ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、今年度中に結論を得ることといたしており、文部科学省としても、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討しているところでございます。 現在、ご提案の趣旨等について適宜実地調査を行う等、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握するための検討を行っているところでございます。 引き続きよろしくお願いいたします。											
080170	NPO法人学校の対象範囲の拡大			C		ご提案ありがとうございます。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握した上で検討を行い、今年度中に結論を得ることといたしております。 なお、検討にあたり、貴法人の提案理由にあります「日本手話によるろう教育」について、より具体的にご教示いただければ幸いです。 引き続きよろしくお願いいたします。	提案の内容を実現する方向で検討を進めていると解してよいか。現時点での検討状況を回答されたい。		C		先日は訪問にご対応いただきありがとうございました。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、今年度中に結論を得ることといたしており、文部科学省としても、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討しているところでございます。 現在、ご提案の趣旨等について適宜実地調査を行う等、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握するための検討を行っているところでございます。 引き続きよろしくお願いいたします。						構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している、又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とされている対象範囲を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒又は幼児」という規定を追加する。	1183	1183010	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められた、しかし、NPO法人学校には「不登校児等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しておれば、NPO法人が学校を設立できることとする。 構造改革特別区域法第13条第1条の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している、又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒若しくは幼児」という規定を追加する。これにより、地域自身が独自の特色ある教育を行いたいとするNPO法人を地域における教育の担い手として認定することを可能とする。	NPOバイリンガルろう教育センター（特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター）	バイリンガルろう教育実践研究プロジェクト
080170	NPO法人学校の対象範囲の拡大			C		ご提案ありがとうございます。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握した上で検討を行い、今年度中に結論を得ることといたしております。 なお、検討にあたり、貴法人の活動実態も踏まえつつ、現行の「不登校児童生徒等」以外に貴法人が考える特別な教育のニーズについて、より具体的にご教示いただければ幸いです。 引き続きよろしくお願いいたします。	提案の内容を実現する方向で検討を進めていると解してよいか。現時点での検討状況を回答されたい。		C		先日は訪問にご対応いただきありがとうございました。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、今年度中に結論を得ることといたしており、文部科学省としても、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討しているところでございます。 現在、ご提案の趣旨等について適宜実地調査を行う等、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握するための検討を行っているところでございます。 引き続きよろしくお願いいたします。							1213	1213010	構造改革特別区域法第１３条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している児童、生徒若しくは幼児（次項において「不登校児」という。）に続けて、「その他当該自治体が多様な教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒若しくは幼児」という規定を追加する。	特定非営利活動法人（NPO）法人 東京自由学校 自由ヴァルドルフ・シューレ	教育改革特区「資校を活用しての幼・小・中・高一貫の特色ある小規模学校」の設置
080180	NPO法人立学校への県費負担教職員の無期限派遣	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第3条	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等の期間は3年を超えることができない。	C		職員の雇用については、雇用者が雇用し賃金等を支払うことが労働関係の基本であると考えます。総与等を地方公共団体が支払いつつ、無期限に公務員を法人に派遣することは、当該業務が公務ではないこと、当該職員の身分取扱いを不安定にするものであることなどから、公務員関係あるいは労働関係に馴染めてできないものと考えます。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	職員の雇用については、雇用者が雇用し賃金等を支払うことが労働関係の基本であると考えます。総与等を地方公共団体が支払いつつ、無期限に公務員を法人に派遣することは、当該業務が公務ではないこと、当該職員の身分取扱いを不安定にするものであることなどから、公務員関係あるいは労働関係に馴染めてできないものと考えます。 「また、派遣先団体と派遣職員の希望により、同じ派遣先団体に同じ職員を繰り返し派遣することができる。」 これは例えば、自治省行政局公務員部公務員課が平成11年3月17日に都道府県人事課等地方担当者および指定都市人事担当課担当者にあてた事務連絡の文書に、「合理的な理由があり、法の趣旨を逸脱しない場合には、再度の派遣を行うことも妨げないものと考えている」との記述が見られるように、何の問題もないと考えられます。	C		ご意見のとおり、現行制度でも公益法人等への地方公務員の派遣については、合理的な理由があり、法の趣旨を逸脱しない範囲で再度の派遣が認められています。 ただし、当初から派遣先団体に同じ職員を繰り返し何度も派遣することを前提に派遣を行うことは実質的に無期限に公務員を法人に派遣することと同様であり、これは当該業務が公務ではないこと、当該職員の身分取扱いを不安定にするものであることなどから法律で派遣期間の上限を規定している趣旨を没却するものであり適当ではないと考えます。							1079	1079010	公立学校の教職員を期限を設けずにNPO法人立学校に派遣して、そのNPO法人立学校の教職員にすることができるようにする	NPO法人湘南に新しい公立学校を創り出す会	民立公援型の学校設立特区
080190	小中学校教職員による障害のある児童生徒に対する介助業務の容認		医師でなければ、医業をなしてはならない。	C		盲・聾・養護学校における医療のニーズの高い幼児児童生徒に対する、教員によるたんの吸引、経管栄養及び導尿については、「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究会」において検討が行われ、同研究会から本年９月１７日に報告書「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律学的整理に関する取りまとめ」が公表されたところです。この報告書を受けまして、行政としましても、盲・聾・養護学校における教員による幼児児童生徒に対するたんの吸引、経管栄養及び導尿について、看護師の常駐など医療安全面の確保が確実となるよう一定の場合と範囲で行われる場合には、やむを得ない措置として認めるとの考えを都道府県宛に通知したところです。（平成１６年１０月２０日付け医政発第1020008号厚生労働省医政局長通知）。 ご提案頂きました内容からしますと、看護師の常駐が確保されておらず、また、教職員の配置状況及び授業形態等の教育環境が異なる小中学校において、盲・聾・養護学校と同等の医療安全面の確保が確実に図られるのか不明でありますことから、実現は困難であります。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	「看護師の常駐が確保されて」いないため特区として対応不可とのことであるが、看護師、医師の役割の重要性は何ら否定するものではなく、提案においても、常駐ではないものの、必要不可欠な時間帯や実施内容にあわせて看護師の派遣や医師の指示指導を十分に確保する制度としている。医師の指示、看護師の指導、実地での研修などにもちろんのこと、主治医・救急医療関係機関との綿密な連携など実施体制を整備することによって、児童生徒の身体の安全性と精神的安心感を確保しながら、日頃から一緒に学校生活をしている教職員が、在籍している児童生徒の「生活支援」ともいえる経管栄養・吸引を実施できると考えます。	C		医療に必要な知識・技能を有していない者が医行為を行うことは本質的に危険な行為であります。このため、「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法律学的整理に関する研究会」では、盲・聾・養護学校においても、医療のニーズの高い幼児児童生徒に対するたんの吸引、経管栄養及び導尿については、本来看護師の適正な配置を行うことにより対応すべきとこではあるが、短期間のうちに看護師の適正な配置を行うことは困難であると考えられること、また、これまで文部科学省が行ってきたモデル事業等の成果に対して一定の評価がなされたことから、看護師を中心としながら看護師と教員とが連携・協力してこれらの行為について医療安全の確保が確実になるなら一定の条件の下では、やむを得ないものと整理されたところです。 ご提案の小中学校において医療のニーズの高い児童生徒に対するたんの吸引等を医学的に安全に実施すること及び突発的事態に対する適切な処置を行うことについては、医療安全の確保を図るため、医療に必要な知識・技能を有している看護師の常駐をはじめとする一定の体制整備が必要であると考えています。 また、前回回答でも申し上げたように、盲・聾・養護学校と一般の小中学校では、教職員の配置状況及び授業形態等の教育環境が異なることから、直ちに同列に論じることはできず、仮に小中学校においても盲・聾・養護学校と同様の体制整備が確保されたとしても、同等の医療安全面の確保が確実に図られる保障がないことから、ご提案の実現は困難であると考えます。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	「知識・技能を有していないものが行う医行為は危険である」が、対象者と生活を共にし、しかも規時な医療行為（医療的ケア）に関り介護経験により技能を身につけているとして、家族がその行為を行うことは認められている。提案者は研修を受けた学校現場の教職員が全ての行為を行えるとは考えておらず、その中でも障害のある子どもと常にマンツーマンに近い形で関わっており、毎日学校生活を共にしている養護学級の担任や障害児介助員等の教職員に限って、家族同様認められるべきと考える。このような教職員は行為を行うための同意書が保護者から出されるべきであり、「盲・聾・養護学校」一般の中学校とは、教職員の配置状況は確かに異なるがそれは対象児童生徒の数の違いであり、一般小中学校のほうが対象児は圧倒的に少人数であり原だっての細かなケアが行える状況にあり、安全面での配慮はより濃厚に出来る状況にあると考える。すでに算医療は医療的ケアの必要な児童が就学している地域の小学校があり、必要な時間帯の看護師の派遣を保護者がおこなっており、保護者にとって負担となっている。学校には医の吸引機や吸引の練習器具を設置し、「突発的な事態に対する適切な処置」を行うため、「緊急時の対応」のために全職員対象の研修もしっている。このようにすでに医療行為に対する看護師派遣や緊急時の研修をおこなってさいるが、やはり保護者の負担があることには変わりない。深刻な突発的な事態が発生した際には養護学校であろうが一般小中学校であろうが、救急体制をとることについては同様である。	これが「養護学校と同等の医療安全面の確保」であり、養護学校同様に安全性が担保されると考える。何よりも、普通学校に通いたいとする子どもや保護者の権利を保障することであり、教育環境を選択する自由を認めることなる。そのためによりきめ細かな安全体制を確立するための国の役割として、特定財源を執行するのでなく、規制の特例事項を投げるという考え方はこのような事例のために起ものであるのではなかろうか。知識・技能を有していないものが行う医行為は危険であるが、医師から指導研修を受け、知識技能を身につけた家族については、現在、家族と官ろ関係性の中で医療行為（医療的ケア）を行うことが認められている。さらに身近にいる教職員が看護師と共に医療的ケアを行うという特区を認定することでより安心・安全な学校をつくることにつながるのである。このように小中学校が安全面の条件をみたしていないということに対しても、再度明快な回答を要望するものである。	C		前回回答でも申し上げたように、ご提案の小中学校において医療のニーズの高い児童生徒に対するたんの吸引等を医学的に安全に実施すること及び突発的事態に対する適切な処置を行うことについては、医療安全の確保を図るため、医療に必要な知識・技能を有している看護師の常駐をはじめとする一定の体制整備が必要であると考えています。 また盲・聾・養護学校と一般の小中学校とでは、教職員の配置状況及び授業形態等の教育環境が異なることから、直ちに同列に論じることはできず、盲・聾・養護学校と同等の医療安全面の確保が確実に図られる保障がないことから、ご提案の実現は困難であると考えます。	1042	1042010	医師法第１７条の特例により、主治医・学校医の指示と看護師の指導のもと、実践的シミュレーション研修を受けた当該校教職員が、保護者の同意を受け、口腔までの吸引・経管栄養・自己導尿補助などをおこなう。	箕面市	医師等による研修を受けた教職員と訪問看護師が公立小中学校で医療的ケアを行う特区

08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080200	住民参加型の学校運営委員会の独立機関化		地方公共団体には、法律で定めるところにより、執行機関として委員会又は委員を置く。 教育委員会は、指定する学校ごとに学校運営協議会を置くことができ、学校運営協議会は、教育委員会に対し、学校運営に関する事項について意見を述べることができる。	C		条例で執行機関を新たに設置できるようにすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営は法律で定めることとしている地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。 なお、学校運営協議会は貴市のご判断で設置する貴市の組織であり、その学校運営協議会の意見を貴市の運営に反映させようとすることは、貴市のご判断によるところが大きいものです。	本年１０月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いか。併せて、右の提案主体からの意見について回答されたい。	本市が提案する学校運営委員会は、生徒の保護者、公募市民、地域団体の代表、校長等で組織するもので、地域の学校運営の責任主体として位置付けるものである。住民自治、学校自治の定着、確立を進めていくためには、意見を反映させるのだけではなく、委員が決定に対し責任を負う必要があり、そのためには諮問機関的な、現行地方自治法上の執行機関の附属機関ではなく、条例により議会の議決を経た当学校運営委員会を執行機関を有した執行機関として位置付けようとすることが必要である。 是非、建設的な検討をお願いしたい。	C		学校運営協議会の委員が責任をもって学校運営に参加すべきとのご意見は、文部科学省としても、まさにご指摘のとおりと考えます。ただ、執行機関の委員でなければ責任を負わないということにはならないと考えます。学校運営委員会は、校長の学校運営の基本方針について承認権を持つなど、重要な責務を負っており、各委員は責任を持ってそこに参画すべきと考えております。 文部科学省としては、本年９月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると考えます。		執行機関（本市が提案する学校運営委員会）と諮問的機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第47条の5第1項に基づく学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。））とは、当然に、その権限及び責任に大きな差異があると考える。学校運営協議会では、協議会は意見を述べるのみにとどまり、校長は「意見を尊重する」のみであって確実に意見が反映される担保を有しておらず、特色ある学校を実現する上で、権限の委任は必要であると考える。本市が提案する学校運営委員会の構成は地域住民はもちろん、校長、教職員、教育委員会事務局職員等も加わった条例で議決される機関であり、教育の中立性は保つことができるので、建設的な御検討をお願いしたい。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。			C		教育課程の編成その他の校長が有する権限については、教育委員会規則で定めるところにより、学校運営協議会の承認を要することとすることができるなど、学校運営協議会の権限は、貴市で定めることができるものです。校長との権限分担についても、適切なご検討をいただければと考えます。 なお、繰り返しになり大変恐縮ですが、条例で定める執行機関として位置づけることについては、地方自治制度全体の検討の中での検討課題であると考えております。	1276	1276010	学校の管理運営について、学校教育法第5条に基づく「設置者管理主義」を原則として、地域の保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会部局職員、市長部局職員等からなる学校運営委員会（以下「学校運営委員会」という。）を条例に基づき設置する。この委員会は、学校運営に関する決定権限を有し、執行機関的な独立機関として位置づけ、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関の諮問機関ではなく責任運営主体とし、地域の自由な発想による裁量権を有する。教育委員会が有する学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材育成つまり市民教育を目指す。	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区
080210	教育委員会の権限である校長、教職員の任命権、人事権を住民参加型の学校運営委員会に委任	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号	教職員の任命権、人事権は教育委員会に属する。	D－1		ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに設置できるようにすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営は法律で定めることとしている地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。 なお、学校運営協議会は校長を含む職員の人事について意見を述べることができ、かつ、任命権者はその意見を尊重することとされています。また、校長の公募を行うことも現行制度でも可能です。したがいまして、教育委員会において、学校運営協議会の意見により公募や任免等を行うことでご提案の趣旨は実現可能です。	本年１０月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いか。併せて、右の提案主体からの意見について回答されたい。	本市が提案する学校運営委員会は、生徒の保護者、公募市民、地域団体の代表、校長等で組織するもので、地域の学校運営の責任主体として位置付けるものである。住民自治、学校自治の定着、確立を進めていくためには、意見を反映させるのだけではなく、実現していくこと及び、責任を持つことが必要であり、そのためには任命権を持つ事が必要であると考えるものである。前回特区提案の際の再々検討要請に対する回答の中で、地方公共団体の職員の任命権について、これを地の第三者機関に移譲することは現行公務員制度上不可能とされたが、今回10よりに総務省の回答を踏まえて、本市が提案する住民参加型の学校運営委員会を執行機関的な機関として位置付けるならば、地方公務員法第6条第1項、第2項により任命権を委任できると理解してよろしいか。また、「教育委員会において、学校運営協議会の意見により公募や任命等を行うことで提案の趣旨は実現可能です」とあるが、教育委員会の権限を委任できない理由を明示願いたい。本市が提案する学校運営委員会の構成は地域住民はもちろん、校長、教職員、教育委員会事務局職員等も加わった条例で議決される機関であり、教育の中立性は保つことができるので、是非再考願いたい。	D－1		ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに創設できるようにすることは、第1次回答のとおり、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。 ただし、地方公務員法上の任命権について委任することができることをもって直ちに新たに執行機関を創設できるということではありません。 なお、学校運営協議会は校長を含む職員の人事について意見を述べることができ、かつ、任命権者はその意見を尊重することとされており、これを適切に運用することにより、地域住民の意向を実質的に反映させることが可能です。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。			D－1		ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに創設できるようにすることは、第1次回答のとおり、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。 ただし、地方公務員法上の任命権について委任することができることをもって直ちに新たに執行機関を創設できるということではありません。 なお、学校運営協議会は校長を含む職員の人事について意見を述べることができ、かつ、任命権者はその意見を尊重することとされています。この「尊重する」とは、できる限り意見の内容を実現するという意味であり、従って、教育委員会において、学校運営協議会の意見により人事を行うことで、地域住民の意向を実質的に反映させることが可能です。	1276	1276020	現在学校の教職員の人事権は県教育委員会にあり、学校設置責任主体である市にはない。地域の学校の教職員は、地域住民が求むべき人材であるべきであり、学校運営委員会が任命権者となることが必要である。校長は、この委員会が公募し、選考し、教頭を含めた教職員も選考し、任命することとします。これにより地域に必要な人材を確保することができ、教職員も地域に愛着を持ち、市民教育を目指すことができ、特色ある学校づくりが期待できます。そのために教育委員会の有する任命権、人事権限を学校運営委員会に委任する。人事権については教職員の研修奨励、勤務評定も含むものとする。 現在任命権者については教育委員会という地方公務員法上の制約があるので、学校運営委員会が権利主体となるように規制緩和を提案します。	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区
080220	学校の管理運営の予算編成、執行権限の住民参加組織である学校運営委員会への委任		地方公共団体の予算の調製、執行は、地方公共団体の長の担任する事務であり、委員会又は委員は、予算の調製、執行について権限を有しない。 地方公共団体の長は、権限の一部を委員会を補助する職員等に補助執行させることができる。 校長は、教育委員会規則で定める事項について基本的方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。	C		ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに設置できるようにすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営を法律で定めることとしている地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	本市が提案する学校運営委員会は、生徒の保護者、公募市民、地域団体の代表、校長等で組織するもので、地域の学校運営の責任主体として位置付けるものである。そのためには、現行地方自治法上の執行機関の附属機関では、その目的を達成することができないので、条例により議会の議決を経た当学校運営委員会を特区として執行機関として位置付けようとすることが必要である。地域のニーズにあった学校運営のためには柔軟な財政権限が不可欠であるため、予算編成、執行権限が必要である。 元来学校は地域の核であるとともに財産であり、その運営を地域に任すことこそ真の住民自治、学校自治の定着、確立に必要である。是非、建設的な検討をお願いしたい。	C		学校を核とした地域の参加、住民自治の確立の必要性など、ご意見の趣旨は文部科学省としてもご指摘のとおりと考えています。そのため、学校評議員や学校運営協議会等の住民参加の制度を創設し、また学校への権限委譲を推進してきたところです。 執行機関を各地方公共団体の条例によって創設できるかについては、第1次回答のとおりですが、予算編成権については、執行機関と位置づけたとしても、地方自治法上、地方公共団体の長の権限とされます。学校への予算裁量の付与については多くの自治体で取組が進められており、貴市の長の判断によって、柔軟な予算編成をご工夫いただくことが可能かと考えます。							1276	1276030	地域住民参加型の学校運営については、地域の要望に応じた予算編成、執行が不可欠である。現行法上学校の予算編成、執行については市長の権限であり、教育委員会が地方自治法第180条の2に基づき補助執行をしている。その権限を条例に基づく独立機関である学校運営委員会に委任することにより、与えられた予算枠内で、地域の需要に応じ学校運営委員会の責任により柔軟に執行することが必要である。もちろん、地域への情報公開を含めた説明責任はこの委員会が有する。	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区
080230	教育課程の編成権限を住民参加組織の学校運営委員会に委任	地方自治法第138条の4、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5	地方公共団体には、法律で定めるところにより、執行機関として委員会又は委員を置く。 教育委員会は、指定する学校ごとに学校運営協議会を置くことができ、学校運営協議会は、教育委員会に対し、学校運営に関する事項について意見を述べることができる。	C		ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに設置できるようにすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営を法律で定めることとしている地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。	本年１０月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いか。併せて、右の提案主体からの意見について回答されたい。	執行機関の在り方全体のうえで検討すべき、とのことであるが、本市が提案する学校運営委員会は、地域の学校運営の責任主体として位置付けるものであり、そのためには、現行地方自治法上の執行機関の附属機関では、その目的を達成することができないので、条例により議会の議決を経た当学校運営委員会を特区として執行機関として位置付けようとすることが必要であるとする。 特色ある学校づくりのためには教育課程の柔軟な編成が不可欠である。構造改革特別区域基本方針別表802は活用させていただきながら、多治見市の地域の需要に応じた市民教育を進めたいと考える。そのためにも是非建設的な検討をお願いしたい。	C		ご提案の趣旨については、本年10月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できます。 また、貴市のご提案における本項目の趣旨は、「児童・生徒自身が知的好奇心をもって自ら進んで取り組むことができるように基準外教育課程」を編成・実施することにあると理解しております。その場合、学習指導要領等の教育課程の基準にならない教育課程を編成・実施する場合は、構造改革特別区域基本方針別表802「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」により可能となることはご承知のことと思います。 したがいまして、貴市の所管する学校のうち、学校運営協議会を置く学校において、教育課程の基準の特例を活用することを希望する学校がある場合は、貴市の責任において上記特例を活用した構造改革特区計画を作成・申請していただくことによって、趣旨が実現できるものと考えます。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	特色ある学校づくりのため、教育課程の柔軟な編成権限は不可欠と認識しております。 御指摘のとおり、構造改革特別区域基本方針別表802(以下「別表802」という)を積極的に活用することで、教育課程の弾力化、地域に合った自由な教科、授業時間の設定等は可能であると考えますが、地教行法に基づく学校運営協議会が別表802を活用した教育課程の編成等を提案しても、確実に意見が反映される担保を有しておらず、特色ある学校を実現するためには、編成権限そのものの委任がやはり必要であると考えます。本市が提案する学校運営委員会の構成は地域住民はもちろん、校長、教職員、教育委員会事務局職員等も加わった条例で議決される機関であり、教育の中立性は保つことができるので、建設的な御検討をお願いしたい。				C		学校運営協議会には、単なる諮問機関ではなく、教育課程の編成方針も含めて校長の学校運営の基本方針について承認権がありますから、貴市のご提案の趣旨は学校運営協議会が適切に運営されることによって実現できるものと考えます。 なお、貴市の所管する学校のうち、学校運営協議会の承認を受けた教育課程の編成方針により、教育課程の基準の特例を活用することを希望する学校がある場合は、貴市の責任において構造改革特別区域基本方針別表802「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用した構造改革特区計画を作成・申請していただくことによって、ご提案の趣旨は実現できるものと考えます。	1276	1276040	現在、教育課程の編成は文部科学省の定める学習要領によるものとされているが、学習指導要領等の教育課程の基準にならない場合は、構造改革特別区域基本方針別表802「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」により現行制度でも可能とされているところである。各学校で特色ある授業を行うためにも、教育課程の編成権限を市教育委員会から学校運営委員会に委任し、地域の歴史、文化等を反映した教育課程にし、市民教育の充実を図る。	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区
080240	教科書採択権限を住民参加組織の学校運営委員会に委任	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号	公立小中学校の教科書採択権限は、設置者である市町村教育委員会が有している。	C		ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに設置できるようにすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営は法律で定めることとしている地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。 また、教科書採択に関するご提案については、文部科学省としては、専門的な観点からの十分な調査研究、公正な採択の確保、教員の共同研修の円滑な実施などの要請に応えるために、学校単位ではなく共同採択制度が必要と考えています。 なお、地域住民の採択への参加については、現行でも市町村の判断で可能であり、文部科学省から各教育委員会に対しても、保護者の参画を進めるよう指導してきています。その結果、現在では、教科書の選定委員の半数以上が地域住民となっている地区もあります。一方で多治見市が含まれる採択地区は、17市町村で構成されており、多治見市の地域住民が採択に参画し十分に意見を述べることができる状況にないものと承知しています。 現行制度においても、多治見市単独での採択地区を設定し、多治見市自身が選定委員会に保護者を加えることなどにより、住民参加を進める余地は十分に残されていますので、まずこの点についてご検討していただければと思います。	貴省回答にある専門的な観点からの十分な調査研究、公正な採択の確保、教員の共同研修の円滑な実施などの理由はいずれも行政機関側、教員側の実務的な都合であるとともに、これについて提案主体からの意見もきている。 教科書の共同採択が必要かつ合理的である理由を国に対して明確にされたい。	教科書の採択方法について、具体的な本市へのご助言感謝いたします。 まず多治見市が単独で教科書の採択地区を設置し、本市が想定する学校運営委員会のメンバーも参加の上、教科書を採択し、今後特に問題が生じないと判断されれば、今後学校単位の採択も検討してよいと考えてみるしいかお伺いしたい。 回答の中で、専門的な観点からの十分な調査研究から危惧されておられるが、国の検定済み教科書の採択であっても、それ程厳格であるべきなのかお伺いしたい。また、公正な採択の確保といった点においては、運営委員会にも教員、校長、教育委員会職員も参加しており、採択の公正確保は可能であると考えます。また、教員の共同研修に関しては、地域の独自教育を進める上で教員の研修も計画されるため、そこで補うことは十分に可能であると考えます。再度の検討をお願いしたい。	C		教科書検定は、学習指導要領に基づいた内容となっているかなど記述の欠陥を指摘することを基本に実施しており、教科書の著作・編集自体は、発行者がそれぞれの編集方針の下で創意工夫をこらして行っております。このため、児童生徒に適切な教育を提供するためには、採択に当たって、各地域における教育方針に則して専門的見地から教科書の十分な調査研究（各教科について経験豊富な教員等５人～６人が最低１か月程度は調査研究するのが通常です。）を行うことが必要です。実際に使用する教科書に基づいた具体的な指導法の研修・研究も必要であるため、共同採択制度が適切と考えております。また、一定地域で同一教科書を使用することは、児童生徒が転校する際の学習上の便宜に資することにも、無償給与のための財政負担の軽減にもつながることからも、共同採択制度を採っているところです。 学校単位の採択となると、例えば、学校によって教員の人数や教員の経験が様々であるので、十分な調査研究ができないおそれがあること、多くの教員に調査研究の負担がかかり、外部からの様々な働きかけに直接さらされることにもなるので、学校が本来行うべき授業や児童生徒への対応に専念できないなどの影響が出てしまうこと、教科書に即して具体的に授業でどう教えるのかなどを研修することなど学校単位では困難があることなどの問題が考えられます。 ご指摘のように、保護者など住民参加のもとで地域の実状に応じた教科書を採択することは極めて大切であり、文部科学省としては、１次回答にもあるとおり、共同採択制度のもとで保護者等の参画を進めつつ、子供が適切な教育を受けるために安定的かつ公正な教科書採択が行われるよう努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願いします。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。			C		教科書採択については、適切な教科書を選択するための専門的な調査研究体制の充実、採択の公正確保、教員の共同研修の便宜、転校する児童生徒の学習上の便宜、無償給与のための財政負担の軽減等の理由から共同採択制度が必要であり、ご提案にあるような学校単位の採択することについては、２次回答にあるような様々な問題が生じることから困難と考えています。 なお、御意見にあるような地域教育の実践という観点からは、現行制度のもとでも、多治見市単独での採択地区を設定し、多治見市自身が選定委員会に保護者を加えることなどにより、住民参加を進める余地は十分に残されていますので、まずこの点についてご検討していただければと思います。	1276	1276050	教科書の採択については、市教育委員会が行うこととなっており、本市では共同採択を行っている。しかしながら現状は学校、教職員が地域、子どもの実情に合わせて教科書を自由に選択できない状況である。 教科書の採択については、地域住民の意見を十分に反映し学校ごとの採択権も必要だと考え、国が検定した教科用図書を採択する権限を委任し、地域住民参加を図る。	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区
080250	通信制高校と専修学校の施設の兼用の可能化	高等学校通信教育規程第9条第1項、第2項、第4項	通信制課程のみを置く高校における教室等の施設については、当該高校と同一敷地内又は隣接地に所在する他の高校の施設を兼用することができる。	B-2	III	ご提案の内容等を踏まえ、高等学校通信教育規程を改正し、通信制高校に係る校舎の兼用の取扱いについて、専修学校等他の施設について兼用を可能とする方向で、平成17年度中に措置したいと考えております。 なお、ご提案中、専門教育を施すための施設については、必要に応じて整備される施設であることから、現行制度においても高等学校以外の他の施設で高等学校の専門教育の内容に対応できる施設であれば兼用は可能なものと考えますので、制度の適用等についてなんなりとご相談いただきたいと思います。												1016	1016010	通信制高校における校舎に備えるべき施設のうち、専門教育を施すための施設、教室、図書室及び保健室について、同一敷地内または、隣接地に所在する専修学校（専門課程）の教育の用に供する施設と兼用することができることとする。	学校法人タイケン学園	通信制高校と専修学校の施設の兼用の可能化

08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080260	専門教科「体育」を高等学校の「職業に関する教科」に含めることの容認	学校教育法施行令第33条第4号 技能教育施設の指定等に関する規則第2条第1項、第5条第1項	指定技能教育施設において高校と技能連携を行うことができる教科は、高校の職業に関する教科とする。	D-1		日頃の教育の充実に向けたご努力に関し敬意を表します。 さて、高等専修学校で開設する科目を通信制高校の科目として単位認定することにより興校に在籍する生徒さんの修学上の負担を軽減するという御要望を早期に実現するために技能連携制度を活用することに関しては、職業に関する科目の範囲の見直し等に際して、日本における職業教育の概念等を検討し直す必要があり、相当の期間を要する事項であることから、特区において早急な対応は困難なものと考えます。 しかしながら、専修学校における学修の成果を高校の単位として認定することについては、現行の学校教育法施行規則における学校外の学修の単位認定に関する規定（第５条の４）を適用することにより早期実現が可能と考えます。例えば、高校生が専修学校の施設において専修学校で開設される体育に関する科目を修得した場合、高校側の教育課程において専修学校の科目に対応した科目を設定することにより、高校長の判断により専修学校での学修成果を高校において単位認定することが可能となり、両校で学ぶ生徒の皆様にとっても修学上の便宜に資するものになると考えられますので、当該制度の適用等についてなんなりとご相談いただければと思います。	提案者からの意見において、「専門学校の施設において教員が出張することにより、専門科目のみならず普通科目も受けられるものと解してよいか。」という意見があるが、これについて検討し回答されたい。	前回の第５次特区提案「通信制高校の技能教育施設における授業拡大構想」では「現行制度で対応可能（Ｄ－１）」の回答をいただいた。今回の提案は「体育」を技能連携科目とすることで生徒の修学上の負担を軽減すること、技能教育施設となることで上記第５次提案結果に基づき、普通科目について高校教員が出張して指導が可能になることの２点の主旨があった。技能教育施設でない今回の提案いただいた形態においても、技能連携施設の場合同様に連携する専門学校の施設において教員が出張することにより、専門科目のみならず普通科目も受けられるものと考えてよいか、見解をお伺いしたい。	B-2	III	このたびのご提案である普通科目の授業を専修学校の施設で行うことが可能かどうかという点については、例えば、当該施設に高校の施設に相当する教室、図書室、保健室などの施設が備わっている場合であれば、このたび全国対応として高等学校通信教育規程を改正することした通信制課程のみを置く高校の校舎の整備に係る施設の兼用の取扱いを適用させ、当該施設を高校の校舎の一部として位置付けることなどにより対応が可能になるものと考えております。なお、本件に関してご不明な点などがありましたら、なんなりとご相談いただければと思います。							1023	1023010	高等学校の「専門教育に関する各教科・科目」における「職業に関する教科・科目」の範囲を拡大し、専門教科「体育」もそれに加えることを提案する。 平成17年に専門学校JAPANサッカーカレッジが高等課程を開設する、そこに在籍する生徒は、同時に当開志学園高等学校にも在籍することで高校卒業資格取得が可能となるよう体制を作った。加えて同高等課程が当校の技能教育施設となることで、同高等課程が実施する教育の一部を当校の技能連携科目として単位を認定することが可能となる。 現行規則「技能教育施設の指定等に関する規則第2条」では、技能連携科目は「職業に関する教科」となっており、その中に教科「体育」は含まれない。しかし、JAPANサッカーカレッジ高等課程の生徒は、職業としてのサッカーを目指しており、ここでの「体育」は「職業に関する教科」即ち技能連携科目に該当すると判断する。 また、本案件に関しては、同5条の適用の可否も検討いただきたい。	学校法人大原学園開志学園高等学校	専門教科「体育」を高等学校の「職業に関する教科」とすること
080270	学習指導要領に定める授業時数等の取扱いの緩和	小学校学習指導要領	小学校学習指導要領「第1章　総則　第4　授業時数等の取扱い」において、「授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。」となっている。	D-1		このたびはご提案いただきありがとうございました。ご提案の内容は現行制度においても実現が可能なものとなっております。 学校教育は全国の皆さんが受ける公共的なサービスですので最低限の水準の教育内容が全国どこでも受けられるよう学習指導要領という大まかな全国共通のルールが定められておりますが、ご指摘の時間割の点については、いろいろな地域の特色が生かされるよう、学習指導要領において「各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする。」となっています。 このため、「授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。」となっているのは、1年間の授業時数を35週以上にわたって配当すれば、児童生徒の皆さんが無理なく1年分の学習を行うことができるということを意図したものであり、1年間を通して週当たりの授業時数を一律に定めようとするものではありません。 したがって、地域や学校及び児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質、標準総授業時数の趣旨等に応じて、ご提案いただいたアイデアのように、季節に応じて週当たりの授業時数を増減することは現行制度上でも教育委員会や学校の判断で可能であり、ご不明の点や相談したい点などあれば、何なりとご遠慮なく、文部科学省の教育課程課までご相談いただければと思います。													1126	1126010	学校教育法施行規則および学習指導要領に定める授業時数等の取扱いの緩和 小学校学習指導要領「第1章　総則　第4　授業時数等の取扱い」に定められた、「週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。」の事項を削除する。	個人	札幌レインボータイム教育特区
080270	学習指導要領に定める授業時数等の取扱いの緩和	中学校学習指導要領	中学校学習指導要領「第1章　総則　第5　授業時数等の取扱い」において、「授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。」となっている。	D-1		このたびはご提案いただきありがとうございました。ご提案の内容は現行制度においても実現が可能なものとなっております。 学校教育は全国の皆さんが受ける公共的なサービスですので最低限の水準の教育内容が全国どこでも受けられるよう学習指導要領という大まかな全国共通のルールが定められております。この学習指導要領において「授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。」となっているのは、年間の授業時数を35週以上にわたって配当すれば、児童生徒の皆さんが無理なく1年分の学習を行うことができるということを意図したものであり、1年間を通して週当たりの授業時数を一律に定めようとするものではありません。 したがって、地域や学校及び児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質、標準総授業時数の趣旨等に応じて、ご提案いただいたアイデアのように、季節に応じて週当たりの授業時数を増減することは現行制度上でも教育委員会や学校の判断で可能です。ご不明の点や相談したい点などあれば、何なりとご遠慮なく、文部科学省の教育課程課までご相談いただければと思います。													1126	1126020	学校教育法施行規則および学習指導要領に定める授業時数等の取扱いの緩和 中学校学習指導要領「第1章　総則　第5　授業時数等の取扱い」に定められた、「週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。」の事項を削除する。	個人	札幌レインボータイム教育特区
080280	ＪＥＴプログラム実施要領の改正		JETプログラムは、我が国における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じ、我が国と諸外国との相互理解を増進し、我が国の国際化の促進に資するため、語学指導等を行う外国青年を招致する事業であり、総務省・外務省・（財）自治体国際化協会と連携のもと、実施している。 職種は、外国語指導助手（ALT）、国際交流員（CIR）、そしてスポーツ国際交流員（SEA）の３職種である。 外国語指導助手等の主な職務内容は、募集要項上に定めており、その主な内容は、中・高等学校における日本人教師の外国語授業の補助、小学校における国際理解教育活動、地域における国際交流活動への協力、その他などとなっている。	Ｄ－１		ご提案につきまして、JETプログラムの外国語指導助手の募集要項においては、その主な職務内容に「⑧地域における国際交流活動への協力」、「⑨その他」を明示しており、これをもって、ご提案につきましては現行の実施要項においても対応が可能となっております。なお、在住外国人に対する教育活動等に寄従させる場合につきましても、外国語指導助手ではなく、JETプログラムにおける他の職種である「国際交流員」を活用することによりご提案についての対応が現行でも可能となっております。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	新たに国際交流員を招致するのではなく、現在活動しているALTの有効活用を目的としており、より積極的に出身国の子どもの教育に関わってもらうため、資格外許可を申請することなく業務に従事できる制度が有効である。	Ｄ－１	－	外国語指導助手は、所属長等の許可を得ることにより、本来業務に支障のない範囲内であれば、在住外国人に対する教育活動等を行うことが可能です。							1134	1134014	1　大学等が特に推薦する者に対する在留資　格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2　短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3　海外の教員免許資格者（「家族滞在」で在留）が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう、資格要件を緩和国語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4　週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5　卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長（最長1年まで）または、新たな在留資格「就職活動」（仮称）の創設	京都府	「京都海外人材特区」構想
080290	教育課程の基準によらない教育課程の容認	小学校学習指導要領 中学校学習指導要領	総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習などと創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。	D-1 D-2		総合的な学習の時間では、地域の実態等に応じて、各学校の工夫を活かした特色ある取り組みを行うことができます。したがって、ご提案の内容についても総合的な学習の時間を活用して実施することができます。 また、小学校において教科を新設するなど、学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施する場合には、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業（別表８０２）」の認定を受けることで可能となります。													1139	1139010	小学校で中国語の教科を新たに設ける	NPO国際団体供素部	中学1年生に「論語」を中国語で学習構想
080300	市が認定するボランティアを臨時採用の教員として扱うことの容認		小学校には、教諭を置かなければならない一方、特別の事情があるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができるとされています。 また、これらの教員の職務については、教諭は児童の教育をつかさどる、助教諭は教職の職務を助ける、講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する、とされています。	Ｄ－１		ご提案の特別支援教育ボランティアについては、教員として採用した上で、報酬については、地方自治法第２０３条に支給しなければならない旨が規定されているところですが、その者の申し出に基づいて報酬を支給しないこととすることは妨げられておりませんので、無償とすることも可能となっております。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	古河市の特別支援教育ボランティアにつきましては、あくまでも公募・認定・実践の段階で「ボランティア」ということにこだわりたいと考えております。「誰かのために何かをしてあげたい」という純粋な気持ちを大切にして活動に取り組んでいただきたいと考えるからです。ですから、「ボランティアの方に教諭と同等の教育活動」を行って頂けるようにしたいと考えております。	C		教員として任用されていないボランティアの方が単独で教員と同様の指導を行うことは、例えば、授業中に児童に事故があった場合の責任の問題等の観点から困難であると考えており、児童への責任ある教育体制を確保するためには、児童の指導にあたる方については教員として任用する必要があるものと考えております。	古河市の特別支援教育ボランティアにつきましては、応募して頂いた方に対して、面接や研修等を行い、古河市独自に認定をしたいと考えております。また、今回の提案を認めていただければ、特別支援教育ボランティアは、教諭と同等の教育活動を司ることができるということですので、個別の対応につきましても安心して任していただけると考えております。居住地校交流教育や個別の学習指導につきましては、正当な教育活動ですので、何か事故等がありましても従来通り保証等も受けられますし、何らかの教育活動時の事故と変わりなく対応することができると考えております。 特別支援教育ボランティアの方につきましては、古河市でそれなりの措置を考えたいと思っております。以上のことから、是非古河市特別支援教育ボランティアを教諭と同等の教育活動を司ることができるようにしていただければと思います。				C		現行の制度においては、教育委員会が教員又は講師として任用する行為を通じて児童への責任ある教育体制や教員の指導の専門性等が担保されているところです。こうした観点からボランティアの方が単独で教員と同様の指導を行うことについては、必ずしも責任ある教育体制や指導の専門性等が担保されない恐れがあり、児童の指導にあたる方については教員として任用する必要があるものと考えております。	1184	1184010	市が認定したボランティアが、単独で教諭と同等の教育活動を行うことができるようにする。	茨城県古河市	障害の程度や種類にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が共に学び生活できる古河市特別支援教育特区

08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080310	高等学校の運動場面積の基準の緩和	高等学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	Ｄ－１		学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。 従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長（構造改革特区におけるＮＰＯ法人立学校の場合は特区長）に委ねられています。 今回、ご提案のあった高等学校の運動場の面積については、「運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。」という規定になっており、８,４００平方メートルを下回る場合でも、所管庁の長が教育上支障がないと判断すれば、設置認可を行なうことは可能です。												1213	1213020	高等学校設置基準第１７条の定められる運動場の面積が第２号表において、「１５，０００平方メートルを下らないこと」とされている基準を、特区制度を活用して設立する学校においては、運動場面積を定められる基準の３分の１の５，０００平方メートルとする。	特定非営利活動（NPO）法人 東京賀治の学校 自由ヴァルドルフ・シューレ	教育改革特区（廃校を活用しての幼・小・中・高一貫の特色ある小規模学校）の設置
080320	学校運営協議会の権限の強化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5	1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。	Ｄ－１		ご提案の趣旨については、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに重する予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分に踏まえることで実現可能なものであると考えます。 実際に、教職員の人事については、「指定学校の職員の任命権者は、当該職員の住用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。」とされているところであり、可能な限り意見を反映させることが法律上においても求められているところです。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	「教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分に踏まえることで（弊社提案の趣旨が）実現可能なものである」ということで回答です。しかし、現行の教育委員会制度については、①教育委員と首長との意思疎通が充分に行われず、相互の理解が不十分、②教育長や教育委員会事務局職員のポストが教員出身者によって占められ、教員の立場を強く意識するものになっている、といった問題が指摘されており（中教審教育制度分科会地方教育行政部会第15回資料より）、教育委員会の自主的自律的な運用の改善に期待することは困難と考えます。弊社は、教育委員会中心の今までの学校運営を反省し、保護者や地域住民の意見をより積極的に教育に反映していくべきという議論の中で学校運営協議会制度が導入されたことに鑑みれば、人事やカリキュラムについてより強い決定権を学校運営協議会に持たせるべきと主張するものです。	Ｄ－１		ご意見の中で引用されている、中央教育審議会・教育制度分科会・地方教育行政部会の中では、ご指摘のような問題点を挙げた上で、各種の運用改善等により対処すべきではないかとの検討が行われているところであり、運用の改善に期待することが困難とは述べられておりません。 公立学校において保護者や地域住民の意見をより積極的に反映させて教育が行われるべきことは、文部科学省としても同じ考えです。しかしながら、学校の管理運営の事業主体は各地方公共団体ですので、例えば、ご提案のキャリアコンサルタントを配置する場合の契約等の法的効果が帰属するのは地方公共団体であり、学校段階にどこまでの裁量権を与えていくかは、まずは各地方公共団体が判断すべきことと考えます。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	東京大学森田朗氏は「中央教育審議会教育制度分科会・地方教育行政部会（第15回）における意見表明」として、現行の教育委員会制度の問題点について、「とくに小規模自治体の現状をみるかぎり、運用による改善には限界がある」と述べられています。「学校段階にどこまでの裁量権を与えていくかは、まずは各地方公共団体が判断すべきこと」とのご回答ですが、「首長の指揮命令が及ばず、「地域住民の意向を充分反映したものとなっていない」とされる現状の教育委員会がこれを適切に判断できるものとは思われません。保護者や地域住民の意見を積極的に教育行政に反映させていくため、各種制度の運用改善だけでなく、制度そのものの見直しについても是非ご検討下さいますよう、お願い申し上げます。						1244	1244010	①各地域の様々な教育ニーズに応じた公教育を実現するために、教育委員会ではなく、「学校運営協議会」が校長・教職員・カリキュラム・教科書等を実質的に決定できるように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」における「学校運営協議会」の法的権限を強化する。 ②若年者雇用問題が懸念される中で「キャリア教育」に対するニーズが共通化しつつある。「学校運営協議会」が、その実現にミニマムな「キャリア教育」を導入する目的で「Yes－プログラム」の採用やキャリアコンサルタント（常勤）の設置を望むのであれば、その実施を教育委員会の賛否に関わらず決定できるようにすべき。すなわち、「学校運営協議会」が設置されず学校が「地方公共団体の長の補助機関任命権や「学習指導要領」に関らない学校教育運営が可能となるように、「教育職員免許法」「教育公務員特例法」等の加速法規の該当箇所と「学習指導要領」を適用除外する。 ③「学校運営協議会」による学校運営が適切かどうかを客観的に判断できるように、すなわち、「学校運営協議会」による学校運営が適切かどうかを客観的に判断できるようにするために、すべての公立学校について、民間の第三者評価機関が、進学率、教職員、児童・生徒・保護者らの満足度などを評価し、評価結果が公開される制度を設ける。	株式会社東京リーガルマインド	学校運営協議会主導によるキャリア教育特区
080330	日本語教育施設の校地の自己所有要件の緩和	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第14条(平成5年7月14日改訂)		E		「日本語教育機関の運営に関する基準」は、文部科学省ではなく財団法人日本語教育振興協会が作成しているものであり、文部科学省としては当該基準の変更の承認について、平成13年法務省告示第169号に定めるところにより、法務大臣から協議を受けることとされています。従いまして、ご提案について文部科学省からお答えすることはできません。	法務省の回答によれば、日本語教育振興協会は「許可権者である各都道府県の対応の実情をも踏まえつつ、検討することにしたい」とのことであるが、同協会の検討結果及び判断を基本的に受け入れるものと解してよいか。		E		法務省告示（平成13年3月30日号外第63号）により、日本語教育振興協会が審査基準を変更しようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならないこととされており、法務大臣は承認を行うに際して文部科学大臣と協議を行うこととされていることから、文部科学省としては、法務省より本件について協議があった場合には、質の確保を図りつつ、留学生交流を推進するという観点を踏まえ、対応したいと考えております。		弊社の提案趣旨にご理解を賜り、積極的にご対応頂けますよう、お願い申し上げます。						1245	1245010	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第14条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする」と定めています。この規定に、「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され恒置として安定的に確保されているものとする。」という但書を付け加えることを提案します。	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案
080340	日本語教育施設の校舎の自己所有要件の緩和	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第15条(平成5年7月14日改訂)		E		「日本語教育機関の運営に関する基準」は、文部科学省ではなく財団法人日本語教育振興協会が作成しているものであり、文部科学省としては当該基準の変更の承認について、平成13年法務省告示第169号に定めるところにより、法務大臣から協議を受けることとされています。従いまして、ご提案について文部科学省からお答えすることはできません。	法務省の回答によれば、日本語教育振興協会は「許可権者である各都道府県の対応の実情をも踏まえつつ、検討することにしたい」とのことであるが、同協会の検討結果及び判断を基本的に受け入れるものと解してよいか。		E		法務省告示（平成13年3月30日号外第63号）により、日本語教育振興協会が審査基準を変更しようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならないこととされており、法務大臣は承認を行うに際して文部科学大臣と協議を行うこととされていることから、文部科学省としては、法務省より本件について協議があった場合には、質の確保を図りつつ、留学生交流を推進するという観点を踏まえ、対応したいと考えております。		弊社の提案趣旨にご理解を賜り、積極的にご対応頂けますよう、お願い申し上げます。						1245	1245020	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第15条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする」と定めています。この規定に、「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され恒置として安定的に確保されているものとする。」という但書を付け加えることを提案します。	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案
080350	日本語教育施設の最低修業期間の緩和	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第2条(平成5年7月14日改訂)		E		「日本語教育機関の運営に関する基準」は、文部科学省ではなく財団法人日本語教育振興協会が作成しているものであり、文部科学省としては当該基準の変更の承認について、平成13年法務省告示第169号に定めるところにより、法務大臣から協議を受けることとされています。従いまして、ご提案について文部科学省からお答えすることはできません。	法務省の回答によれば、「日本語教育振興協会の審査基準の変更にあたっては、日本語教育機関としての適正性の確保及び日本語教育の質の確保の判断が必要であることから、文部科学省と協議の上判断することとなると思われる。」とあるが、法務大臣から協議があった際には基本的に受け入れるものと解してよいか。		E		法務省から、日本語教育機関の審査基準の変更の承認について協議があった場合には、質の確保を図りつつ、留学生交流を推進するという観点を踏まえ、対応したいと考えております。		弊社の提案趣旨にご理解を賜り、積極的にご対応頂けますよう、お願い申し上げます。						1245	1245030	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第2条は、「日本語教育施設の修業期間は1年以上とする。ただし、必要に応じ、6ヶ月以上のものとする。」と定めています。この規定を、「日本語教育施設の修業期間は、3ヶ月以上とする。ただし、必要に応じ、1ヶ月以上とするものとする。」とし、修業期間の短縮を提案いたします。	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案
080360	日本語教育施設の最低授業時数の緩和	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第4条(平成5年7月14日改訂)		E		「日本語教育機関の運営に関する基準」は、文部科学省ではなく財団法人日本語教育振興協会が作成しているものであり、文部科学省としては当該基準の変更の承認について、平成13年法務省告示第169号に定めるところにより、法務大臣から協議を受けることとされています。従いまして、ご提案について文部科学省からお答えすることはできません。	法務省の回答によれば、「日本語教育振興協会の審査基準の変更にあたっては、日本語教育機関としての適正性の確保及び日本語教育の質の確保の判断が必要であることから、文部科学省と協議の上判断することとなると思われる。」とあるが、法務大臣から協議があった際には基本的に受け入れるものと解してよいか。		E		法務省から、日本語教育機関の審査基準の変更の承認について協議があった場合には、質の確保を図りつつ、留学生交流を推進するという観点を踏まえ、対応したいと考えております。		弊社の提案趣旨にご理解を賜り、積極的にご対応頂けますよう、お願い申し上げます。						1245	1245040	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準について」第4条は、「日本語教育施設の授業時間は1年間にわたり760時間以上で、かつ、1週間あたり20時間以上とするものとする」と定めています。この規定を、「日本語教育施設の授業時間は、3ヶ月にわたり190時間以上で、かつ、1週間当たり20時間以上とするものとする。」とし、授業時間の短縮を提案いたします。	株式会社東京リーガルマインド	日本語学校の設置基準を緩和する特区提案

08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080370	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法	幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	C		就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」「平成16年3月19日閣議決定」において、平成18年度の制度施行に向け、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行うこととされており、現在、基本的な考え方について検討中です。したがって、ご提案の趣旨については、総合施設の検討の中で併せて検討されることになります。	平成16年度に基本的な考え方のとりまとめを行い、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度からの実現を目指している。とのことであるが、その具体的内容及びスケジュールを明らかにされたい。		C		「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に基本的な考え方をとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施し、平成18年度から本格実施を行うこととしております。 文部科学省・厚生労働省においては、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議を設置して検討を進め、12月24日に総合施設の基本的なあり方について報告書が取りまとめられたところです。 また、文部科学省・厚生労働省においては、平成17年度予算案において、平成17年4月から公立15箇所、私立15箇所において試行事業を実施するための経費を計上しているところです。 今後のスケジュールについては、これらの試行事業の結果も踏まえた上で、具体的な制度設計を行い、平成18年度から本格実施することとしております。							1251	1251010	現行の幼稚園・保育所制度の再構築	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区
080380	教育委員会の必置規定の廃止		地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務を執行するために、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関として教育委員会を設置することとされている。	C		教育委員会の在り方については、教育行政の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を続けているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難です。 なお、現在の審議状況については、こちらをご覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/index.htm	提案によれば、政治的中立性は教育以外の分野の市長部局における職務権限の多くにおいても当然に求められるものであり、教育委員会を特別視し、このために独立委員会を設置する理由はないとのことであり、これを踏まえ再度検討し回答されたい。		C		教育は、個人の精神的な価値の形成に直接影響を与える営みであり、その内容は、特定の党派的勢力から影響を受けることなく、中立公正であることが求められます。このような教育の中立性は、次世代における我が国の公正な民主主義の維持にかかわる問題であり、民主主義を定めた憲法の趣旨を実現する観点から、教育基本法においても定められているところです。このため、特に教育においては、ご指摘のような他の行政分野における取扱い以上に、制度的にも教育の中立性を保障するとの立場に立っているものです。							1262	1262020	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。	埼玉県志木市	地方自治解放特区
080390	教育に関する事務分担		地方公共団体の執行機関の組織は、明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的に構成しなければならない。 地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	C		教育委員会の在り方については、教育行政の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を続けているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難です。 なお、現在の審議状況については、こちらをご覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/index.htm	提案によれば、市長部局と教育委員会で重複する分野については、中立性が占める比重よりも効率的な行政運営を図る意義の方が大きく、両者で協議の上分担することにより、効率的な行政運営を行うことが可能となるとのことであり、これを踏まえ再度検討し回答されたい。		C		首長部局と教育委員会がそれぞれの事務執行において、連携・協議等を行いつつ、効率的な行政運営を目指すべきことは当然のことと考えます。なお、第1次回答のとおり、首長と教育委員会との関係の在り方については、中央教育審議会で検討を続けているところです。							1262	1262050	地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている教育に関する事務を協議の上、長と分担する。このため、同法第23条中「もの」の次に「長と協議の上分担し、それぞれ」を加える。	埼玉県志木市	地方自治解放特区
080400	インターネット等を通じた大学等学則の情報公開化	学校教育法施行規則第2条等	公私立大学については、学則変更に際し、文部科学大臣への届出義務が課されています。	C		学則は、当該大学の組織運営を規律する最も基本的な資料であり、その内容の変更は、場合によっては、当該大学の基本的な性格を変更することにつながることがあります。 このため、大学の質保証の観点から、学則変更の内容について文部科学省として確認することが必要であると考えており、届出制度自体の簡素化は困難と考えます。	提案者によれば、学則は学生との契約の根本をなしており、その情報公開が十分になされれば、学生の大学選択や大学の切磋琢磨が図られると あり、さらに情報公開されているため所管省庁の文部科学省としても当該学則を知りうる立場にあるため、インターネットを通じて大学の学則の情報公開を行う場合は、大学から国に対する届出を何らかの形で簡素化してよいのではないか、再度検討し回答されたい。		B-2	IV	インターネット等での情報公開が行われれば、学生等への情報提供として有意義であるとともに、文部科学省として学則の変更内容を確認することは可能であることから、インターネット上で学則を公開している大学については届出手続の簡素化を認める方向で、所要の措置を講じます。							1017	1017010	大学等を適切に選択のためには、大学からの十分な情報提供・発信が欠かせない。特に、インターネット上での大学情報・入試情報の公開の重要性が増大しており、大学の取組も広がりつつある。既に、大学入試センターや民間企業では、独自に大学情報・入試情報の公開を行っているところである。 しかし、最近の大幅な規制緩和によって多種多様な大学が設立されており、受験生が大学選択をする場合の判断材料は不足している。設置認可に係わらない学則の改正の場合は、国への届け義務が課せられており、煩雑さがある。 特に、学則は学生と大学との契約の根本をなしており、その情報公開が十分になされれば、学生の大学選択に資することとなる。また、国への届出などの作業が不要となるので、他大学の学則が情報公開されれば、大学同士が切磋琢磨して教育研究水準を高める上での共有財産ともなる。このため、特区において、インターネット等を通じて大学の学則の情報公開を推進しようとする場合は、大学から国に対する届出を簡素化する。	個人	インターネット等を通じた大学等学則の情報公開構想
080410	大学設置における実務家教員の登用の円滑化	大学設置基準第14条等	大学等の設置等に際しては、文部科学大臣からの諮問により、大学設置・学校法人審議会において採用予定教員の資格審査を行ってます。	C		地域の教育研究のニーズに応じた大学の新設・改組等を支援する観点から、申請者の意向を踏まえて「参考人」を選任して審査に参画させる「参考人制度」を本年度から試行的に実施しているところですが、御提案の趣旨を踏まえ、平成17年度の審査から本格実施します。 なお、実務家教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員審査の観点を一層明確化することについては、その必要性も含め、長期的課題として今後検討してまいりたいと考えております。	貴省の回答では、実務家教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員審査の観点を一層明確化することについては、「その必要性も含め、長期的課題として今後検討してまいりたいと考えております。」とあるが、提案の内容を実現するためには、その方向で速やかに対応すべきである。再度検討し回答されたい。		B-2	IV	実務家教員を含め、大学における教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員及び教員組織に関する審査の観点の明確化について検討し、所要の措置を講じます。							1018	1018010	大学の新設・改組に際しての実務家教員に関する審査基準を明確にするとともに、特区において、地域の教育研究のニーズに応じた大学の新設・改組を支援し、教育研究の質の確保について応分の責任を担おうとする場合、教員審査等に産業界などの意見が反映されるような仕組みを設ける。	個人	大学設置等に係る教員審査の明確化、ルール化構想
080420	大学図書館の審査の簡素化		大学等の設置等に際しては、文部科学大臣からの諮問により、大学設置・学校法人審議会において、大学図書館の整備体制等についても審査を行っています。	D-1		現行の大学設置基準等における大学図書館に係る規定は、ITの発達といった状況等に対しても既に対応が可能な柔軟なものになっていると考えます。	右の提案主体からの意見を踏まえ、大学図書館に係る審査のありかたについて、再度検討し回答されたい。	大学図書館を巡るITの発達は、電子ジャーナルやデータベース、大学図書館間情報ネットワークの普及等多様かつ急速であり、これらを踏まえ、大学図書館に係る審査の観点の再検討が必要ではないか。また、一例として協定の締結等を挙げたように、今後、大学図書館の質・役割・機能の向上に資するよう、地域社会における大学図書館の在り方を検討していくことについてはどうか。	B-2	IV	ITT技術の発達に伴い、電子ジャーナルやデータベース、大学図書館間情報ネットワークの普及が進んでいる状況を踏まえ、大学図書館の整備に関する設置審査の観点・取り扱いの見直しを検討し、申請者の利便に資するよう、所要の措置を講じます。その際、地域社会における大学図書館の在り方についても併せて検討するように努めます。							1185	1185010	大学図書館は知的活動の拠点であり、今後は地域住民の生涯学習やビジネス支援といった教育研究ニーズに応える役割・機能が求められる。また公立の社会教育機関とも連携し、相互補完的に貢献することが期待される。このため、大学図書館の質的充実は地域にとって重要な事項となるが、現在の大学図書館をめぐる環境をみると、ITの発達によって、従来の蔵書数の多寡といった伝統的な尺度のみでは評価し得ない状況になっている。一方、現在の大学設置基準や大学審査は、必ずしもこうした新時代の評価尺度を持ちえているとは言いがたい。このため、各自治体が、地域の特色と当該大学の特色を理解したうえで、大学図書館整備の際にはサービス内容と水準の維持について具体的に意見を交換し、当該大学との間で綿密な協定等を締結することができるようにすることを提案する。これにより当該大学に関する文部科学省の設置審査にあたっては、大学図書館の審査を簡素化する。	個人	大学図書館の地域貢献のための質的保証

08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080430	特区制度によって認められた株式会社大学の完成年度の短縮の容認	大学設置基準第45条の規定に基づき、新たに大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（文部科学省告示第44号）等	文部科学大臣は、大学の設置認可後、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができることとしています。	D-1		御指摘の、新しい専任教員の配置に関する審査は、大学等の設置認可制度に係る「年次計画履行状況調査」の一環として行われるものです。 この調査は、設置認可申請時の審査対象となった設置構想が適切に実現されているかを確認するために実施されるものであるため、一般には4年制大学では開設後4年目まで行われることとなりますが、当該大学において設置認可された教育課程を実施するために必要な教員組織、施設設備等が全て整備され、当該教育課程が有効に実施されていれば、その実施期間を1年とすることも現行制度上可能であり、但し最終的な取り扱いは個別具体の状況によって判断されることとなります。 なお、組織が不明確との御意見をあわせていただいておりますが、御指摘の文部科学省告示においては「文部科学大臣は、・・授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができる」との規定により教員組織に対する文部科学大臣の調査権が明記されており、これに基づき所要の審査を行っているものです。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	大学等の設置認可制度に係る「年次計画履行状況調査」において行われる教員組織の調査は、平成15年文部科学省告示第44号において根拠が示されている。との回答を頂きました。しかし、教員組織に対する文部科学大臣の調査権と、教員の配置に係る事前の審査は無関係のものであり、これをもって、教員審査の根拠にはなりえないと考えます。弊社は認可後4年間のみ厳しい事前審査に限し、4年経過後は全くチェックが働かないという現行制度を改め、教員の質の担保は継続的且つ客観的な第三者評価制度に委ねられるべきと考えています。貴省が現行の規制を継続すべきと判断されるのであれば、その必要性妥当性を明らかにされたうえで、法令によりその根拠を明らかにすべきと考えます。	D-1		御指摘の文部科学省告示に規定された文部科学大臣の調査権に基づき、設置認可申請時の審査対象となった設置構想が適切に実現されているかを確認するため、教員組織に対する所要の審査が行われております。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	現在の教員審査制度が、「設置認可申請時の審査対象となった設置構想が適切に実現されているかを確認するために不可欠なものなのかは疑問です。事前の審査は必要最低限に留め、その後は大学の評価を第三者評価機関に委ねることが合理的と考えます。		D-1		設置構想の適切な実現には、当該大学における教育研究を担う個々の教員の資質が極めて重要であり、大学の質保証の観点から、現行の教員審査は必要最低限のものであると考えます。	1246	1246030	特区制度によって認められた株式会社大学の完成年度は、認可後1年とすること。	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学特区
080440	株式会社立学校への私学助成の適用	憲法 第89条 私立学校法 第59条 「助成」	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。	C E		特区において学校の設置主体として認められる株式会社に対する私学助成については、憲法第89条の問題があり困難であると考えます。 憲法では、「公の支配」に属しない教育の事業に対し、公金を支出することを禁じています。こうした、憲法の定める上ルールにしたがって、国からの助成を行うため、私学助成を受ける学校法人の設置する学校に対しては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律により、「公の支配」に属するように、その様々な規制が掛けられています。私学助成は、これら3法の規定により、はじめて憲法上も可能となっているのです。 株式会社を学校の設置主体とする特例措置は、これら3法により学校法人が受けている様々な規制を受けずに学校を設置しようという要望を受けて設けられたものであり、助成措置の対象とするために、「公の支配」に属せしめるよう規制を課すことになれば、特例制度を設けた趣旨に反してしまうことになります。 なお、株式会社などが学校法人を容易に設立できるように、必要な要件を緩和する特例制度が別途設けられています。仮に、国からの助成がなければ学校教育を行えないという事情があるのであれば、このような制度を活用し、他の学校法人と同等の条件下で国からの助成を受けることが適当であると考えられます。 また、ご提案は学校法人に対する従来の私学助成（財政措置）の拡大を求めるものであり、規制の特例措置を求めるものではなく、「従来型の財政措置は講じない」とする特区の基本方針にも反すると考えられます。	特区において設置された学校の児童生徒が安心して学校に通えるようにするために行政としてどのように支援するかと言うことは検討すべき課題であり、そのためどのような要件が必要かと言うことも含めて、「イコールフッティングを実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討し回答されたい。		C E		憲法89条で定められたルールにしたがって国からの助成を行うため、学校法人の設置する学校に対しては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律により、さまざまな規制がかけられています。 株式会社を学校の設置主体とする特例措置は、株式会社から、これら3法により学校法人が受けている規制を受けずに学校を設置したいという要望を受けて設けられたものであり、助成措置の対象とするために、学校法人と同様の規制を株式会社に対して及ぼすとすれば、特例制度を設けた趣旨に反してしまうことになります。 また、株式会社も、さまざまな規制がかけられた学校法人を創って学校教育を行う場合には、他の学校法人と同様に、国から助成が受けられることになっています。このような中、学校設置の株式会社だけが、学校法人が受けるのと同様の規制を受けなくても、国からの助成を受けられるということになれば、むしろ、他の学校法人や、学校法人を創って学校教育を行おうとする法人等とのイコールフッティングが図られないことになってしまいます。 このため、「学校」運営を行いたいが、国からの助成を受けなければ、児童が安心できる運営を確保できないということが事情としてあるのであれば、学校法人化を容易にするために別途設けられた特例制度を適宜活用して、学校法人を設立することにより学校を設置し、国からの助成の対象となることが適当であると考えられます。これが、憲法89条で定められたルールにも特例制度の趣旨にも、イコールフッティングという観点にも合致するということをご理解いただきたいと思います。 なお、ご提案は学校法人に対する従来の私学助成（財政措置）の拡大を求めるものであり、規制の特例措置を求めるものではなく、「従来型の財政措置は講じない」とする特区の基本方針にも反すると考えられます。						1192	1192020	株式会社設置による学校も含め、健全な競争原理が働くよう私学助成金の適用範囲を変更します。	株式会社ノヴァ	公設民営による義務教育学校経営プロジェクト
080450	大学編入資格の県立高等学校等攻科修了生への特例適用	学校教育法第82条の10 学校教育法施行規則第77条の8	学校教育法第82条の10の「学校教育法施行規則第77条の8	C		高等学校専攻科からの大学への編入学については、従来より検討しているところです。提案の趣旨を実現するためには、解決すべき問題点も多く、引き続き慎重かつ十分な検討が必要であると考えており、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、どのような方法が望ましいかも含め、制度の在り方等について検討を進めてまいります。 なお、現行制度においても、科目等履修生として大学の単位を修得した後、当該単位を認定した大学に入学した場合には、入学前に修得した単位数その他の事項を勘案し、当該大学の卒業に必要な年数を最大で2分の1まで短縮することが可能です。 ご不明な点やご質問等ございましたら、お気軽に文部科学省までご相談ください。	貴省回答の中で「提案の趣旨を実現するためには、解決すべき問題点も多く、引き続き慎重かつ十分な検討が必要」とあるが、少なくとも現行制度において、科目等履修生の制度を活用することにより提案の趣旨は実現できると解してよいか。		C		例えば、高等学校専攻科に在学しながら大学の科目等履修生として授業科目を履修しやすい環境を整えるなど、高等学校専攻科と当該大学との間で密接に連携することにより、高等学校専攻科を卒業した者が、大学に入学し、その後、大学における修業年限を短縮できるようにすることを実現できる可能性があります。						1215	1215010	深谷商業高校情報会計専攻科を対象に学校教育法第82条の10及び学校教育法施行規則第77条の8の特例を認め、専攻科修了生が大学の定めるところにより県内大学に編入学する道を開く。	埼玉県	彩の国産業人材育成事業「浄沢栄一実学特区構想」
080460	公立大学法人による高等設置制限の緩和	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条 ・地方独立行政法人法第21条 ・学校教育法第101条の2	構造改革特区内において公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理できるようにすべきとのご提案の趣旨は十分に理解しており、真摯に検討を進めさせていただきます。 「ただし、具体的にどのような方法でこれを実現させることが最も適当かについて、今後さらに法制上の問題点等を整理しながら慎重に判断することが必要であるため、「措置の分類」としては現時点では「対応不可」とさせていただきます。」	C		構造改革特区内において公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理できるようにすべきとのご提案の趣旨は十分に理解しており、真摯に検討を進めさせていただきます。 「ただし、具体的にどのような方法でこれを実現させることが最も適当かについて、今後さらに法制上の問題点等を整理しながら慎重に判断することが必要であるため、「措置の分類」としては現時点では「対応不可」とさせていただきます。」	貴省回答では、「今後さらに法制上の問題点等を整理しながら慎重に判断することが必要であるため、「措置の分類」としては現時点では「対応不可」とさせていただきます。」とあるが、少なくとも実現する方向で検討していると解してよいか。また、提案の趣旨を理解しているのであれば、右の提案者からの意見も踏まえ、できるだけ速やかに対応方針を決定すべきであり、その検討スケジュールを明らかにされたい。	・都立高専の組織管理及び事業運営の弾力化、活性化を図るため、国立高専と同様に独立行政法人化する必要がある。 また、高専本科からの高度専門技術者教育をより有効に機能させるため、都立高専を平成17年に設立予定の公立大学法人首都大学東京に移管し、同公立大学法人により設置される産業技術大学院と一体的な運営を行う必要がある。 このためには、現行の地教行法、地方独立行政法人法及び学校教育法の規定に抵触することから、特例措置を要する。 ・本構想は東京都の「平成17年度重点事業」（平成16年11月策定）に位置付けられており、着実な実施を図るため、再度提案を行う。	C		現在、御提案の趣旨を十分に理解し、引き続き真摯に検討を進めているところですが、御提案の実現に当たっては、特区制度との関係、地方教育行政制度の在り方、地方独立行政法人制度上の位置付けなど、慎重に検討すべき法制上の問題点が多いことから、現時点で、対応方針や今後の検討スケジュールについてお約束することは非常に困難であると考えています。	貴省回答では、「慎重に検討すべき法制上の問題点」として、「特区制度との関係、地方教育行政制度の在り方、地方独立行政法人制度上の位置付けなど」とあるが、少なくとも提案に応える方向で、これらの点の整理も含め、できるだけ速やかに検討を進めていくべきと考える。検討の目処について再度検討し、回答されたい。 併せて右の提案主体の再意見について回答されたい。	貴省が引き続き真摯に検討していることは承知しております。御回答の法制上の問題点については慎重に検討する必要があると理解しております。平成19年4月における都立高等専門学校の公立大学法人首都大学東京（平成18年4月設立予定）への移管が実現できるよう、関係法令の改正に向けて引き続き御検討をお願いします。		C		御提案の内容については、調整を要する論点が多いところではありますが、公立大学法人が高等専門学校を設置できる制度について引き続き真摯に検討を進め、平成17年度中に結論を得られるよう最大限努力してまいりたいと考えています。	1231	1231010	現行法上、公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理することはできない。 このため、特例措置として都立高等の所管を教育委員会から移し、公立大学法人首都大学東京が都立高等を設置及び管理できるようにする。	東京都	「首都東京・高度専門技術者育成特区」構想
080470	専修・各種学校の公設民営による学校運営の容認		貴市の提案の真意は、専修学校や各種学校の設置認可の際、校地・校舎等が自己所有でなくともよいことを求めることであることに鑑み、文部科学省としては、特区において、当該地域において教育上の特段のニーズがあり、このニーズに対応する専修学校又は各種学校の設置及びこれらの学校の設置を目的とする「事（学校法人の寄附行為）の変更」の認可について、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄である都道府県知事が認める場合には、校地・校舎等の自己所有を求める必要がないこととする措置を講ずることとしたいと考えております。	A	IV														1268	1268010	学校の設置者がその設置する学校を管理運営する「学校設置者管理主義の原則（学校教育法第5条、第82条の11、83条第2項）」を専修・各種学校について緩和する。	福岡県北九州市	公立専修・各種学校活性化特区構想
080480	宗教法人の所轄庁に提出する書類の簡素化	宗教法人法	宗教法人は毎会計年度終了後4ヶ月以内に、当該宗教法人の事務所に備え付けられた書類の3つ、①「役員名簿」、②「財産目録」、③「収支計算書」、④「貸借対照表」、⑤「境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類」、⑥「宗教法人法第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類」の写しを所轄庁に提出しなければならない。	C		宗教法人が財産目録等の写しを所轄庁に提出する制度は、所轄庁が宗教法人の客観的な活動状況を定期的に把握することによって、宗教法人が宗教団体としての要件を備えていることの確認等、法人格を付与する所轄庁が現行法上期待されている責任を適正に果たすことができ、宗教法人制度の適正な運用を図るために設けられたものであること（所轄庁には、公益事業以外の事業の停止命令（79条）、認証の取消（80条）、解散命令の請求（81条）の権限があり、これらの権限を適正に運用する責任があります。）また、宗教法人の事務所の移転等によって所轄庁が変更する際には、提出された書類を移管する運用を行っていることを踏まえると、全国統一的な取扱いを行う必要があり、地域の特性に着目し、一部の地域を限定して簡素化する措置を講じることにはなじまないものと考えます。 宗教法人が所轄庁に提出する書類は、所轄庁が宗教法人の活動状況を財務会計等の管理運営の側面から把握するために最小限必要なものとして定められたものです。それによって所轄庁としての責任を果たすことができることから、条例によって所轄庁に提出する書類を簡素化することは困難です。 また、宗教法人が所轄庁に提出する書類は、宗教法人が事務所に備え付けている財産目録等を写したものですので、所轄庁に提出する書類を簡素化しても、宗教法人の負担の軽減にはならないものと考えます。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	今回の提案で、本県が提出不要と考えている書類は、①収支決算書②貸借対照表③財産目録のうち礼拝施設に関する部分を除いたものである。このうち、貸借対照表については、現行法では法人の任意の作成でよいことになっており、収支計算書については、収入が5,000万円を超える法人のみが作成を義務付けられている。よって、もともとこれらの書類は宗教法人の客観的な活動状況を把握するために必ず必要とされているなかと考えられる。また、これらの書類が提出されていない多数の法人については、「役員名簿」、「財産目録（礼拝施設に関する部分のみ）」、「境内建物に関する書類」、「事業に関する書類」を活用してその活動状況を把握することができる。ただ、本県においては法人の活動状況を把握するためには、上記の①②③の書類を提出不要としてもまったく支障はないと考える。現行法で最小限必要なものとして定められた書類の全てが、法人の活動状況把握のための機能を有しているのであれば、書類毎にその機能や必要性を明確に示していただきたい。なお、宗教法人の負担軽減の問題については、書類を所轄庁に提出することによって信教の自由が妨げられるのではないかという不安を抱いている宗教法人関係者の精神的な負担も軽減できるものと考える。	C		宗教法人の財務会計等の管理運営の側面については、公益法人等として税制上の優遇措置が採られていること等を踏まえ、宗教法人の公共性に対応した公正な運営を確保することが求められております。 収支計算書及び貸借対照表は、法人としての活動状況を示す書類として、すべての宗教法人において作成等が行われるべきであると考えております。しかしながら、収入規模が一定額以下の宗教法人においては、その実態に鑑るに、一律に作成を義務付けることは困難であることから、収支計算書については、当分の間、免除措置を設けることし、貸借対照表については、作成を任意としたものです。したがって、書面の作成について免除措置を設けていることや任意であることをもって、所轄庁が宗教法人の客観的な活動状況を把握するために必要とされていないとはいえません。 それぞれの書類について提出を求める理由は次のとおりです。 役員名簿は、宗教法人の役員を明記した書類です。宗教法人の管理運営は、宗教法人法及び当該宗教法人の規則にしたがって、規則に定められている機関において行われるものですから、所轄庁としては宗教法人の事務決定にかかわる役員の存在とその状況について定期的に把握する必要があります。また、宗教法人が1年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いている場合には、解散命令の請求事由となっていることから、代表役員の存在とその状況について定期的に確認し、より的確に把握する必要があります。 財産目録、収支計算書及び貸借対照表は、いずれも宗教法人の財産及び財務運営の状況を示す書類です。これらの書類は、財産目録中の礼拝施設に関する部分以外も含め、宗教法人において一定の活動が行われている事実を財務の観点から客観的に反映するものであり、宗教法人の目的のための活動が存在し、宗教団体としての要件を備えていることを確認する上で必要な書類であるとともに、当該宗教法人の行う公益事業以外の事業が「公益事業以外の事業の停止命令」の要件に該当しないことを確認するためにも必要な書類です。 境内建物に関する書類は、礼拝施設を含む宗教法人の使用に供する境内建物の状況を示す書類です。宗教法人の大多数を占める神社、寺院、教会等の単位宗教法人においては、境内建物である礼拝施設を備えることが宗教団体としての要件であるとともに、当該宗教法人が礼拝施設を滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後、2年以上にわたってそれ礼拝施設を備えない場合には、解散命令の請求事由となっていることから、所轄庁は境内建物の状況について把握する必要があります。 事業に関する書類は、宗教法人が行う事業の状況を示す書類です。所轄庁としては、当該宗教法人の行う公益事業以外の事業が「公益事業以外の事業の停止命令」の要件に該当しないことを確認する必要があります。	右の提案主体からの再意見について回答されたい。	収支計算書等の財務書類が必要か必要でないのか、全く明確でない。 一方で必要と言いながら、他方で法人の実態に鑑みると作成を義務付けることは困難と言うのでは、論理に一貫性がない。 必要と言うなら、規模を問わずすべての法人に提出を義務付けるべきである。逆に、法人の実態と言うなら、大多数の法人からはこれらの書類の提出を受けていない実態の中で、役員名簿や財産目録等の残りの書類だけで活動状況を把握するという仕組みをどう説明するのか。<br「鳥取県においては、財務書類が提出されている法人は全体の1割にも満たない現状である。」 所轄庁の1つである文化庁においても、収支計算書等が提出されている法人があるとは思われる。それらの法人に対しては、残りの書類だけで活動状況を把握されているわけだが、それでどのような不都合が生じているのか具体的に御教示いただきたい。 なお、公益事業以外の事業の停止命令に関しては、事業に関する書類で要件は確認できる仕組みになっているのに、収支計算書等の財務書類が必要と言及されていることも理解できない。		C		宗教法人制度は、昭和26年の宗教法人法の制定以後、大きな変更が加えられることなく施行されてきましたが、オウム真理教による一連の事件を契機として、宗教法人のあり方に対して国民の疑問や批判が集まることとなり、宗教法人自身の適正な法人運営が求められるとともに、法人格を付与した所轄庁としても、その責任を適切に果たしていく上で問題がなかったのかが問われることとなりました。その結果、平成7年に宗教法人法の一部が改正され、書類提出制度が設けられました。提出すべき書類については、所轄庁が宗教法人の活動状況を把握するために必要となる最小限のものに限定するという観点から定められたものであり、収支計算書等の財務書類について提出する必要があると考えております。 一方、宗教法人が収支計算書や貸借対照表を作成するには相当の知識やコストが必要です。宗教法人には大小様々な規模の法人があります。小規模の宗教法人の中には、寄任の会計担当をおくことが困難な法人もあり、そのような法人に対して、一律に収支計算書等の作成を義務付けることは過度な負担となることから、作成については免除措置等を設けることとしたものです。 そして、宗教法人が所轄庁に提出すべき書類は、宗教法人の事務負担を少なくするため、宗教法人が事務所に備え付けている書類を写したものとされています。したがって、本来必要な書類ではありますが、宗教法人が作成、備付けを行っていない書類については、その写しが提出されないということになります。 したがって、平成7年の法改正の趣旨及び宗教法人の実情を踏まえると、現状において、すべての法人に対して作成等を義務付けることは困難であると考えております。 当庁においても、収支計算書等が提出されない宗教法人につきましては、宗教法人の人々等の静的な状況は把握し得るものの（役員名簿）財産目録、境内建物に関する書類）、動的な活動状況については、把握が困難なのが現状ですあります。書類提出制度のなかった改正前と比較すると、所轄庁としての責任を適切に果たすという面で改善されたものと考えております。 なお、公益事業以外の事業の停止命令に関して、公益事業以外の事業が宗教活動に比して過大でないかどうかの確認のためには収支計算書等の財務書類が必要となります。	1212	1212010	現行制度では、宗教法人は毎年、当該宗教法人の事務所に備え付けられた書類の3つ、①「役員名簿」、②「財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」、③「境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類」、④「宗教法人法第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類」の写しを所轄庁に提出しなければならないこととなっているが、これらの提出書類のうち、条例で定めるものについては提出書類から除くことができるようにする。	鳥取県	宗教法人が所轄庁に提出する書類の簡素化特区

08 文部科学省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体からの再意見その他	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称
080490	公民館における営利目的の事業及び営利事業の援助の容認	社会教育法	社会教育法第２２条においては、第２０条に掲げる公民館の目的を達成するための事業の例示として、定期講座の開設やその施設を住民の集会その他の公共的利用に供することを規定しており、また社会教育法第２３条では、公民館の行うてはならない行為を掲げており、その中で、もっぱら営利を目的として事業を行うことや特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することを禁止している。	D-1		社会教育法第２２条は、同法第２０条に掲げる公民館の目的を達成するための事業の例示であり、公民館の目的を達成するためには第１号から第６号に掲げる事業以外でも実施は可能ですし、そもそもこの度の御提案は第２２条第６号の「その他公共的利用に供すること」に該当するものと考えられます。 また、第２３条第１項の規定は、公民館が財産上の利益獲得だけをもっぱら追求する事業を行うことや、特定の営利事業者に対し公民館の使用について特に便宜を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けることを禁止しているのであって、収益をあげる事業を全て禁止するものではありません。 このように、ＮＰＯ法人等が映画上映会を行うことは第２３条によって禁止されるものではなく、各市町村の条例に基づき使用を許可することは可能と考えています。	右の提案主体からの意見を踏まえ、周知を図られたい。	公民館におけるコンテンツ製作事業者等による有料の上映会については、市町村の条例に基づく使用許可により、現行でも対応可能であるとのことであるが、社会教育法第２２条及び第２３条に関するこのような解釈については、市町村には周知されていないことから、国からこの旨を通知し、周知徹底を図っていただきたい。	B-1		提案主体からの意見を踏まえ、本事例のような公民館の利用は、社会教育法でも対応可能である旨を今後、関係会議を通じて資料を配付し、周知してまいりたい。							1218	1218010	社会教育法では、公民館の施設を貸し出す場合には、住民の集会その他公共的利用に供することに限定し、公民館の運営方針として営利事業を行うことを禁ているが、ＮＰＯ法人等が彩の国コミュニティムービー振興事業として映画上映会など映像コンテンツ産業の振興に資する催しを行う場合には、社会教育法第２２条第６号及び第２３条第１項第１号を適用しないという特例を認めること	埼玉県	彩の国映像コンテンツ産業振興特区構想
080500	学校施設の目的外使用の容認	学校施設の確保に関する政令第3条	学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、法律に基づいて使用する場合や管理者の同意を得て使用する場合などはこの限りではない。	D-1		学校施設の確保に関する政令第３条第１項第２号において、管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合については、学校施設の使用を禁止しているものではありません。よって、当該政令は、ご提案の構想を妨げるものではないと考えます。												1135	1135010	教育的な効果の面から効果があると市町村長が認めた場合、学校内に民間またはＮＰＯが管理する構造物を建てることを認める。	個人	地域発・多元的教育推進プロジェクト（オールインワンスクール）